

0001 商法総則・商行為＞商人・商行為 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「商人の定義」について、学習メモ「商人性の基本は「自己の名をもって」「商行為をすることを業とする」という要素で判断する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「擬制商人」について、学習メモ「店舗等による物品販売業者や鉱業を営む者は、商法4条2項により商人とみなされる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「商人の定義」は妥当 / B「擬制商人」も妥当
イ．A「商人の定義」は妥当 / B「擬制商人」は不妥当
ウ．A「商人の定義」は不妥当 / B「擬制商人」は妥当
エ．A「商人の定義」は不妥当 / B「擬制商人」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：商人性の基本は「自己の名をもって」「商行為をすることを業とする」という要素で判断する。Bの根拠：店舗等による物品販売業者や鉱業を営む者は、商法4条2項により商人とみなされる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0002 商法総則・商行為＞商人・商行為 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「擬制商人」について、学習メモ「店舗等による物品販売業者や鉱業を営む者は、商法4条2項により商人とみなされる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「一方的商行為」について、学習メモ「一方的商行為でも、当該行為については原則として当事者双方に商法の規定が及ぶ。」を誤った整理として退ける。
ア．A「擬制商人」は妥当 / B「一方的商行為」も妥当
イ．A「擬制商人」は妥当 / B「一方的商行為」は不妥当
ウ．A「擬制商人」は不妥当 / B「一方的商行為」は妥当
エ．A「擬制商人」は不妥当 / B「一方的商行為」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：店舗等による物品販売業者や鉱業を営む者は、商法4条2項により商人とみなされる。Bの根拠：一方的商行為でも、当該行為については原則として当事者双方に商法の規定が及ぶ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0003 商法総則・商行為 > 商人・商行為 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「一方的商行為」について、学習メモ「一方的商行為でも、当該行為については原則として当事者双方に商法の規定が及ぶ。」を誤った整理として退ける。

B：論点「絶対的商行為」について、学習メモ「絶対的商行為は、主体や営業性にかかわらず商法501条所定の類型に該当すれば商行為となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「一方的商行為」は妥当 / B「絶対的商行為」も妥当

イ．A「一方的商行為」は妥当 / B「絶対的商行為」は不妥当

ウ．A「一方的商行為」は不妥当 / B「絶対的商行為」は妥当

エ．A「一方的商行為」は不妥当 / B「絶対的商行為」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：一方的商行為でも、当該行為については原則として当事者双方に商法の規定が及ぶ。 Bの根拠：絶対的商行為は、主体や営業性にかかわらず商法501条所定の類型に該当すれば商行為となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0004 商法総則・商行為 > 商人・商行為 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「絶対的商行為」について、学習メモ「絶対的商行為は、主体や営業性にかかわらず商法501条所定の類型に該当すれば商行為となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「営業的商行為」について、学習メモ「商法502条は運送、請負、銀行取引、保険などを営業として行う場合の商行為として定める。」を誤った整理として退ける。

ア．A「絶対的商行為」は妥当 / B「営業的商行為」も妥当

イ．A「絶対的商行為」は妥当 / B「営業的商行為」は不妥当

ウ．A「絶対的商行為」は不妥当 / B「営業的商行為」は妥当

エ．A「絶対的商行為」は不妥当 / B「営業的商行為」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：絶対的商行為は、主体や営業性にかかわらず商法501条所定の類型に該当すれば商行為となる。 Bの根拠：商法502条は運送、請負、銀行取引、保険などを営業として行う場合の商行為として定める。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0005 商法総則・商行為 > 商人・商行為 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「営業的商行為」について、学習メモ「商法502条は運送、請負、銀行取引、保険などを営業として行う場合の商行為として定める。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「附属的商行為」について、学習メモ「附属的商行為は営業目的との関連で商行為性を認める制度で、商人の行為には営業目的の推定も働く。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「営業的商行為」は妥当 / B「附属的商行為」も妥当

イ．A「営業的商行為」は妥当 / B「附属的商行為」は不妥当

ウ．A「営業的商行為」は不妥当 / B「附属的商行為」は妥当

エ．A「営業的商行為」は不妥当 / B「附属的商行為」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：商法502条は運送、請負、銀行取引、保険などを営業として行う場合の商行為として定める。Bの根拠：附属的商行為は営業目的との関連で商行為性を認める制度で、商人の行為には営業目的の推定も働く。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0006 商法総則・商行為 > 商人・商行為 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「附属的商行為」について、学習メモ「附属的商行為は営業目的との関連で商行為性を認める制度で、商人の行為には営業目的の推定も働く。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「商行為の代理」について、学習メモ「商取引の継続性を重視し、商行為の委任による代理権は本人の死亡によって当然には消滅しない。」を誤った整理として退ける。

ア．A「附属的商行為」は妥当 / B「商行為の代理」も妥当

イ．A「附属的商行為」は妥当 / B「商行為の代理」は不妥当

ウ．A「附属的商行為」は不妥当 / B「商行為の代理」は妥当

エ．A「附属的商行為」は不妥当 / B「商行為の代理」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：附属的商行為は営業目的との関連で商行為性を認める制度で、商人の行為には営業目的の推定も働く。Bの根拠：商取引の継続性を重視し、商行為の委任による代理権は本人の死亡によって当然には消滅しない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0007 商法総則・商行為 > 商人・商行為 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「商行為の代理」について、学習メモ「商取引の継続性を重視し、商行為の委任による代理権は本人の死亡によって当然には消滅しない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「商人の定義」について、学習メモ「商人性の基本は「自己の名をもって」「商行為をすることを業とする」という要素で判断する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「商行為の代理」は妥当 / B「商人の定義」も妥当

イ．A「商行為の代理」は妥当 / B「商人の定義」は不妥当

ウ．A「商行為の代理」は不妥当 / B「商人の定義」は妥当

エ．A「商行為の代理」は不妥当 / B「商人の定義」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：商取引の継続性を重視し、商行為の委任による代理権は本人の死亡によって当然には消滅しない。 Bの根拠：商人性の基本は「自己の名をもって」「商行為をすることを業とする」という要素で判断する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0008 商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「商号の選定」について、学習メモ「商号は営業主体を表示する名称であり、個人商人については商法11条が選定と登記を規定する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「商号の不正使用」について、学習メモ「商号規制は営業主体の誤認防止を目的とし、不正目的と誤認のおそれが重要な判断要素となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「商号の選定」は妥当 / B「商号の不正使用」も妥当

イ．A「商号の選定」は妥当 / B「商号の不正使用」は不妥当

ウ．A「商号の選定」は不妥当 / B「商号の不正使用」は妥当

エ．A「商号の選定」は不妥当 / B「商号の不正使用」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：商号は営業主体を表示する名称であり、個人商人については商法11条が選定と登記を規定する。 Bの根拠：商号規制は営業主体の誤認防止を目的とし、不正目的と誤認のおそれが重要な判断要素となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0009

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「商号の不正使用」について、学習メモ「商号規制は営業主体の誤認防止を目的とし、不正目的と誤認のおそれが重要な判断要素となる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「支配人の代理権」について、学習メモ「支配人は営業に関する包括的代理権を有し、商業使用人の中でも特に広い権限を持つ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「商号の不正使用」は妥当 / B「支配人の代理権」も妥当

イ．A「商号の不正使用」は妥当 / B「支配人の代理権」は不妥当

ウ．A「商号の不正使用」は不妥当 / B「支配人の代理権」は妥当

エ．A「商号の不正使用」は不妥当 / B「支配人の代理権」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：商号規制は営業主体の誤認防止を目的とし、不正目的と誤認のおそれが重要な判断要素となる。Bの根拠：支配人は営業に関する包括的代理権を有し、商業使用人の中でも特に広い権限を持つ。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0010

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「支配人の代理権」について、学習メモ「支配人は営業に関する包括的代理権を有し、商業使用人の中でも特に広い権限を持つ。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「支配人の権限制限」について、学習メモ「支配人の権限は外部的に広く保護され、内部制限は善意の取引相手に原則として主張できない。」を誤った整理として退ける。

ア．A「支配人の代理権」は妥当 / B「支配人の権限制限」も妥当

イ．A「支配人の代理権」は妥当 / B「支配人の権限制限」は不妥当

ウ．A「支配人の代理権」は不妥当 / B「支配人の権限制限」は妥当

エ．A「支配人の代理権」は不妥当 / B「支配人の権限制限」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：支配人は営業に関する包括的代理権を有し、商業使用人の中でも特に広い権限を持つ。Bの根拠：支配人の権限は外部的に広く保護され、内部制限は善意の取引相手に原則として主張できない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0011

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「支配人の権限制限」について、学習メモ「支配人の権限は外部的に広く保護され、内部制限は善意の取引相手に原則として主張できない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「支配人の競業禁止」について、学習メモ「支配人は商人の許可なく自ら営業を行うことや競合取引をすることなどが制限される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「支配人の権限制限」は妥当 / B「支配人の競業禁止」も妥当

イ．A「支配人の権限制限」は妥当 / B「支配人の競業禁止」は不妥当

ウ．A「支配人の権限制限」は不妥当 / B「支配人の競業禁止」は妥当

エ．A「支配人の権限制限」は不妥当 / B「支配人の競業禁止」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：支配人の権限は外部的に広く保護され、内部制限は善意の取引相手に原則として主張できない。 Bの根拠：支配人は商人の許可なく自ら営業を行うことや競合取引をすることなどが制限される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0012

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「支配人の競業禁止」について、学習メモ「支配人は商人の許可なく自ら営業を行うことや競合取引をすることなどが制限される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「代理商の定義」について、学習メモ「代理商は商人から独立した営業補助者で、平常の営業に属する取引の代理・媒介を継続的に担う。」を誤った整理として退ける。

ア．A「支配人の競業禁止」は妥当 / B「代理商の定義」も妥当

イ．A「支配人の競業禁止」は妥当 / B「代理商の定義」は不妥当

ウ．A「支配人の競業禁止」は不妥当 / B「代理商の定義」は妥当

エ．A「支配人の競業禁止」は不妥当 / B「代理商の定義」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：支配人は商人の許可なく自ら営業を行うことや競合取引をすることなどが制限される。 Bの根拠：代理商は商人から独立した営業補助者で、平常の営業に属する取引の代理・媒介を継続的に担う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0013

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「代理商の定義」について、学習メモ「代理商は商人から独立した営業補助者で、平常の営業に属する取引の代理・媒介を継続的に担う。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「代理商契約の解除」について、学習メモ「期間の定めのない代理商契約は2か月前予告で解除でき、やむを得ない事由があればいつでも解除できる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代理商の定義」は妥当 / B「代理商契約の解除」も妥当

イ．A「代理商の定義」は妥当 / B「代理商契約の解除」は不妥当

ウ．A「代理商の定義」は不妥当 / B「代理商契約の解除」は妥当

エ．A「代理商の定義」は不妥当 / B「代理商契約の解除」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：代理商は商人から独立した営業補助者で、平常の営業に属する取引の代理・媒介を継続的に担う。 Bの根拠：期間の定めのない代理商契約は2か月前予告で解除でき、やむを得ない事由があればいつでも解除できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0014

商法総則・商行為 > 商号・商業使用人・代理商 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「代理商契約の解除」について、学習メモ「期間の定めのない代理商契約は2か月前予告で解除でき、やむを得ない事由があればいつでも解除できる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「商号の選定」について、学習メモ「商号は営業主体を表示する名称であり、個人商人については商法11条が選定と登記を規定する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「代理商契約の解除」は妥当 / B「商号の選定」も妥当

イ．A「代理商契約の解除」は妥当 / B「商号の選定」は不妥当

ウ．A「代理商契約の解除」は不妥当 / B「商号の選定」は妥当

エ．A「代理商契約の解除」は不妥当 / B「商号の選定」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：期間の定めのない代理商契約は2か月前予告で解除でき、やむを得ない事由があればいつでも解除できる。 Bの根拠：商号は営業主体を表示する名称であり、個人商人については商法11条が選定と登記を規定する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0015

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「売主の供託・競売」について、学習メモ「商人間売買では、買主の受領拒絶・受領不能に対して売主の供託・競売の特則が置かれている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「定期売買」について、学習メモ「定期売買では時期の厳守が契約目的に直結するため、通常の催告解除とは異なる迅速な処理が定められる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「売主の供託・競売」は妥当 / B「定期売買」も妥当

イ . A「売主の供託・競売」は妥当 / B「定期売買」は不妥当

ウ . A「売主の供託・競売」は不妥当 / B「定期売買」は妥当

エ . A「売主の供託・競売」は不妥当 / B「定期売買」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：商人間売買では、買主の受領拒絶・受領不能に対して売主の供託・競売の特則が置かれている。Bの根拠：定期売買では時期の厳守が契約目的に直結するため、通常の催告解除とは異なる迅速な処理が定められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0016

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「定期売買」について、学習メモ「定期売買では時期の厳守が契約目的に直結するため、通常の催告解除とは異なる迅速な処理が定められる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「買主の検査通知」について、学習メモ「商人間売買では取引の迅速確定のため買主に検査・通知義務が課され、直ちに発見できない種類・品質の不適合にも6か月の特則がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「定期売買」は妥当 / B「買主の検査通知」も妥当

イ . A「定期売買」は妥当 / B「買主の検査通知」は不妥当

ウ . A「定期売買」は不妥当 / B「買主の検査通知」は妥当

エ . A「定期売買」は不妥当 / B「買主の検査通知」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：定期売買では時期の厳守が契約目的に直結するため、通常の催告解除とは異なる迅速な処理が定められる。Bの根拠：商人間売買では取引の迅速確定のため買主に検査・通知義務が課され、直ちに発見できない種類・品質の不適合にも6か月の特則がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0017

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「買主の検査通知」について、学習メモ「商人間売買では取引の迅速確定のため買主に検査・通知義務が課され、直ちに発見できない種類・品質の不適合にも6か月の特則がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「物品運送契約」について、学習メモ「物品運送契約は運送・引渡しという結果と運送賃支払を対価関係とする契約である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「買主の検査通知」は妥当 / B「物品運送契約」も妥当

イ．A「買主の検査通知」は妥当 / B「物品運送契約」は不妥当

ウ．A「買主の検査通知」は不妥当 / B「物品運送契約」は妥当

エ．A「買主の検査通知」は不妥当 / B「物品運送契約」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：商人間売買では取引の迅速確定のため買主に検査・通知義務が課され、直ちに発見できない種類・品質の不適合にも6か月の特則がある。Bの根拠：物品運送契約は運送・引渡しという結果と運送賃支払を対価関係とする契約である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0018

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「物品運送契約」について、学習メモ「物品運送契約は運送・引渡しという結果と運送賃支払を対価関係とする契約である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「運送人の責任」について、学習メモ「運送人には受取から引渡しまでの運送品について責任が課されるが、無過失を証明した場合の免責が定められている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「物品運送契約」は妥当 / B「運送人の責任」も妥当

イ．A「物品運送契約」は妥当 / B「運送人の責任」は不妥当

ウ．A「物品運送契約」は不妥当 / B「運送人の責任」は妥当

エ．A「物品運送契約」は不妥当 / B「運送人の責任」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：物品運送契約は運送・引渡しという結果と運送賃支払を対価関係とする契約である。 Bの根拠：運送人には受取から引渡しまでの運送品について責任が課されるが、無過失を証明した場合の免責が定められている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0019

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「運送人の責任」について、学習メモ「運送人には受取から引渡しまでの運送品について責任が課されるが、無過失を証明した場合の免責が定められている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「高価品の特則」について、学習メモ「高価品は損害額が特に大きくなり得るため、荷送人の種類・価額通知を原則としつつ、運送人の認識や故意・重過失の場合には例外がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「運送人の責任」は妥当 / B「高価品の特則」も妥当

イ．A「運送人の責任」は妥当 / B「高価品の特則」は不妥当

ウ．A「運送人の責任」は不妥当 / B「高価品の特則」は妥当

エ．A「運送人の責任」は不妥当 / B「高価品の特則」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：運送人には受取から引渡しまでの運送品について責任が課されるが、無過失を証明した場合の免責が定められている。Bの根拠：高価品は損害額が特に大きくなり得るため、荷送人の種類・価額通知を原則としつつ、運送人の認識や故意・重過失の場合には例外がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0020

商法総則・商行為 > 商事売買・運送・商行為各論 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「高価品の特則」について、学習メモ「高価品は損害額が特に大きくなり得るため、荷送人の種類・価額通知を原則としつつ、運送人の認識や故意・重過失の場合には例外がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「売主の供託・競売」について、学習メモ「商人間売買では、買主の受領拒絶・受領不能に対して売主の供託・競売の特則が置かれている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「高価品の特則」は妥当 / B「売主の供託・競売」も妥当

イ．A「高価品の特則」は妥当 / B「売主の供託・競売」は不妥当

ウ．A「高価品の特則」は不妥当 / B「売主の供託・競売」は妥当

エ．A「高価品の特則」は不妥当 / B「売主の供託・競売」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：高価品は損害額が特に大きくなり得るため、荷送人の種類・価額通知を原則としつつ、運送人の認識や故意・重過失の場合には例外がある。Bの根拠：商人間売買では、買主の受領拒絶・受領不能に対して売主の供託・競売の特則が置かれている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0021 会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「会社の種類」について、学習メモ「会社法上の会社は株式会社と3種類の持分会社（合名・合資・合同）で構成される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「法人格」について、学習メモ「会社は構成員から独立した権利義務の主体となる法人である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「会社の種類」は妥当 / B「法人格」も妥当
イ．A「会社の種類」は妥当 / B「法人格」は不妥当
ウ．A「会社の種類」は不妥当 / B「法人格」は妥当
エ．A「会社の種類」は不妥当 / B「法人格」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会社法上の会社は株式会社と3種類の持分会社（合名・合資・合同）で構成される。 Bの根拠：会社は構成員から独立した権利義務の主体となる法人である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0022 会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「法人格」について、学習メモ「会社は構成員から独立した権利義務の主体となる法人である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「会社の住所」について、学習メモ「会社法は会社の住所を本店所在地と定め、登記・管轄など多くの法的場面の基準とする。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「法人格」は妥当 / B「会社の住所」も妥当
イ．A「法人格」は妥当 / B「会社の住所」は不妥当
ウ．A「法人格」は不妥当 / B「会社の住所」は妥当
エ．A「法人格」は不妥当 / B「会社の住所」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会社は構成員から独立した権利義務の主体となる法人である。 Bの根拠：会社法は会社の住所を本店所在地と定め、登記・管轄など多くの法的場面の基準とする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0023

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「会社の住所」について、学習メモ「会社法は会社の住所を本店所在地と定め、登記・管轄など多くの法的場面の基準とする。」を誤った整理として退ける。
B：論点「会社の商行為」について、学習メモ「会社については事業として行う行為だけでなく、事業のためにする行為も商行為とされる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「会社の住所」は妥当 / B「会社の商行為」も妥当
イ．A「会社の住所」は妥当 / B「会社の商行為」は不妥当
ウ．A「会社の住所」は不妥当 / B「会社の商行為」は妥当
エ．A「会社の住所」は不妥当 / B「会社の商行為」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会社法は会社の住所を本店所在地と定め、登記・管轄など多くの法的場面の基準とする。 Bの根拠：会社については事業として行う行為だけでなく、事業のためにする行為も商行為とされる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0024

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「会社の商行為」について、学習メモ「会社については事業として行う行為だけでなく、事業のためにする行為も商行為とされる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「株主有限責任」について、学習メモ「株式会社では会社債権者に対する直接の追加出資責任を原則として株主に負わせない有限責任制度が採用される。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「会社の商行為」は妥当 / B「株主有限責任」も妥当
イ．A「会社の商行為」は妥当 / B「株主有限責任」は不妥当
ウ．A「会社の商行為」は不妥当 / B「株主有限責任」は妥当
エ．A「会社の商行為」は不妥当 / B「株主有限責任」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：会社については事業として行う行為だけでなく、事業のためにする行為も商行為とされる。 Bの根拠：株式会社では会社債権者に対する直接の追加出資責任を原則として株主に負わせない有限責任制度が採用される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0025

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「株主有限責任」について、学習メモ「株式会社では会社債権者に対する直接の追加出資責任を原則として株主に負わせない有限責任制度が採用される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「持分会社の責任」について、学習メモ「持分会社は社員の会社債務に対する責任態様によって合名・合資・合同会社に区分される。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「株主有限責任」は妥当 / B「持分会社の責任」も妥当
イ．A「株主有限責任」は妥当 / B「持分会社の責任」は不妥当
ウ．A「株主有限責任」は不妥当 / B「持分会社の責任」は妥当
エ．A「株主有限責任」は不妥当 / B「持分会社の責任」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株式会社では会社債権者に対する直接の追加出資責任を原則として株主に負わせない有限責任制度が採用される。 Bの根拠：持分会社は社員の会社債務に対する責任態様によって合名・合資・合同会社に区分される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0026

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「持分会社の責任」について、学習メモ「持分会社は社員の会社債務に対する責任態様によって合名・合資・合同会社に区分される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「公開会社」について、学習メモ「会社法上の公開会社は上場の有無ではなく、発行株式の譲渡制限の設定状況で定義される。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「持分会社の責任」は妥当 / B「公開会社」も妥当
イ．A「持分会社の責任」は妥当 / B「公開会社」は不妥当
ウ．A「持分会社の責任」は不妥当 / B「公開会社」は妥当
エ．A「持分会社の責任」は不妥当 / B「公開会社」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：持分会社は社員の会社債務に対する責任態様によって合名・合資・合同会社に区分される。 Bの根拠：会社法上の公開会社は上場の有無ではなく、発行株式の譲渡制限の設定状況で定義される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0027

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「公開会社」について、学習メモ「会社法上の公開会社は上場の有無ではなく、発行株式の譲渡制限の設定状況で定義される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「大会社」について、学習メモ「大会社は、資本金5億円以上または負債総額200億円以上という財務基準のいずれかに該当する株式会社である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「公開会社」は妥当 / B「大会社」も妥当

イ . A「公開会社」は妥当 / B「大会社」は不妥当

ウ . A「公開会社」は不妥当 / B「大会社」は妥当

エ . A「公開会社」は不妥当 / B「大会社」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：会社法上の公開会社は上場の有無ではなく、発行株式の譲渡制限の設定状況で定義される。Bの根拠：大会社は、資本金5億円以上または負債総額200億円以上という財務基準のいずれかに該当する株式会社である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0028

会社法総則・設立 > 会社の種類・法人格 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「大会社」について、学習メモ「大会社は、資本金5億円以上または負債総額200億円以上という財務基準のいずれかに該当する株式会社である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「会社の種類」について、学習メモ「会社法上の会社は株式会社と3種類の持分会社（合名・合資・合同）で構成される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「大会社」は妥当 / B「会社の種類」も妥当

イ . A「大会社」は妥当 / B「会社の種類」は不妥当

ウ . A「大会社」は不妥当 / B「会社の種類」は妥当

エ . A「大会社」は不妥当 / B「会社の種類」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：大会社は、資本金5億円以上または負債総額200億円以上という財務基準のいずれかに該当する株式会社である。Bの根拠：会社法上の会社は株式会社と3種類の持分会社（合名・合資・合同）で構成される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0029

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「発起設立・募集設立」について、学習メモ「一般に、発起人が全株式を引き受ける方法を発起設立、外部の引受人を募集する方法を募集設立という。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「発起人の株式引受け」について、学習メモ「発起人は設立手続の中心となるだけでなく、自ら少なくとも1株の設立時発行株式を引き受ける。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「発起設立・募集設立」は妥当 / B「発起人の株式引受け」も妥当

イ . A「発起設立・募集設立」は妥当 / B「発起人の株式引受け」は不妥当

ウ . A「発起設立・募集設立」は不妥当 / B「発起人の株式引受け」は妥当

エ . A「発起設立・募集設立」は不妥当 / B「発起人の株式引受け」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：一般に、発起人が全株式を引き受ける方法を発起設立、外部の引受人を募集する方法を募集設立という。Bの根拠：発起人は設立手続の中心となるだけでなく、自ら少なくとも1株の設立時発行株式を引き受ける。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0030

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「発起人の株式引受け」について、学習メモ「発起人は設立手続の中心となるだけでなく、自ら少なくとも1株の設立時発行株式を引き受ける。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「定款作成」について、学習メモ「定款は会社の基本規則であり、設立段階では発起人全員の関与の下で作成される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「発起人の株式引受け」は妥当 / B「定款作成」も妥当

イ . A「発起人の株式引受け」は妥当 / B「定款作成」は不妥当

ウ . A「発起人の株式引受け」は不妥当 / B「定款作成」は妥当

エ . A「発起人の株式引受け」は不妥当 / B「定款作成」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：発起人は設立手続の中心となるだけでなく、自ら少なくとも1株の設立時発行株式を引き受ける。Bの根拠：定款は会社の基本規則であり、設立段階では発起人全員の関与の下で作成される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0031

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「定款作成」について、学習メモ「定款は会社の基本規則であり、設立段階では発起人全員の関与の下で作成される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「絶対的記載事項」について、学習メモ「絶対的記載事項には目的、商号、本店所在地、設立時出資財産の価額または最低額、発起人の氏名・名称と住所が含まれる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「定款作成」は妥当 / B「絶対的記載事項」も妥当

イ．A「定款作成」は妥当 / B「絶対的記載事項」は不妥当

ウ．A「定款作成」は不妥当 / B「絶対的記載事項」は妥当

エ．A「定款作成」は不妥当 / B「絶対的記載事項」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：定款は会社の基本規則であり、設立段階では発起人全員の関与の下で作成される。Bの根拠：絶対的記載事項には目的、商号、本店所在地、設立時出資財産の価額または最低額、発起人の氏名・名称と住所が含まれる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0032

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「絶対的記載事項」について、学習メモ「絶対的記載事項には目的、商号、本店所在地、設立時出資財産の価額または最低額、発起人の氏名・名称と住所が含まれる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「変態設立事項」について、学習メモ「現物出資、財産引受け、発起人報酬、設立費用などは濫用防止のため原始定款への記載・記録を要する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「絶対的記載事項」は妥当 / B「変態設立事項」も妥当

イ．A「絶対的記載事項」は妥当 / B「変態設立事項」は不妥当

ウ．A「絶対的記載事項」は不妥当 / B「変態設立事項」は妥当

エ．A「絶対的記載事項」は不妥当 / B「変態設立事項」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：絶対的記載事項には目的、商号、本店所在地、設立時出資財産の価額または最低額、発起人の氏名・名称と住所が含まれる。Bの根拠：現物出資、財産引受け、発起人報酬、設立費用などは濫用防止のため原始定款への記載・記録を要する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0033 会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「変態設立事項」について、学習メモ「現物出資、財産引受け、発起人報酬、設立費用などは濫用防止のため原始定款への記載・記録を要する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「定款認証」について、学習メモ「株式会社の設立では定款作成に加えて公証人認証が要求され、持分会社の設立とは異なる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「変態設立事項」は妥当 / B「定款認証」も妥当
イ．A「変態設立事項」は妥当 / B「定款認証」は不妥当
ウ．A「変態設立事項」は不妥当 / B「定款認証」は妥当
エ．A「変態設立事項」は不妥当 / B「定款認証」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現物出資、財産引受け、発起人報酬、設立費用などは濫用防止のため原始定款への記載・記録を要する。Bの根拠：株式会社の設立では定款作成に加えて公証人認証が要求され、持分会社の設立とは異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0034 会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「定款認証」について、学習メモ「株式会社の設立では定款作成に加えて公証人認証が要求され、持分会社の設立とは異なる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「出資の履行」について、学習メモ「設立時の資本充実を確保するため、設立時株式の引受けに対応する出資は原則として全額履行が必要となる。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「定款認証」は妥当 / B「出資の履行」も妥当
イ．A「定款認証」は妥当 / B「出資の履行」は不妥当
ウ．A「定款認証」は不妥当 / B「出資の履行」は妥当
エ．A「定款認証」は不妥当 / B「出資の履行」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株式会社の設立では定款作成に加えて公証人認証が要求され、持分会社の設立とは異なる。Bの根拠：設立時の資本充実を確保するため、設立時株式の引受けに対応する出資は原則として全額履行が必要となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0035

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「出資の履行」について、学習メモ「設立時の資本充実を確保するため、設立時株式の引受けに対応する出資は原則として全額履行が必要となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「設立時取締役の選任」について、学習メモ「設立時取締役は会社成立前に選任され、設立手続の適法性等を調査する役割も担う。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「出資の履行」は妥当 / B「設立時取締役の選任」も妥当
イ．A「出資の履行」は妥当 / B「設立時取締役の選任」は不妥当
ウ．A「出資の履行」は不妥当 / B「設立時取締役の選任」は妥当
エ．A「出資の履行」は不妥当 / B「設立時取締役の選任」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：設立時の資本充実を確保するため、設立時株式の引受けに対応する出資は原則として全額履行が必要となる。Bの根拠：設立時取締役は会社成立前に選任され、設立手続の適法性等を調査する役割も担う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0036

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「設立時取締役の選任」について、学習メモ「設立時取締役は会社成立前に選任され、設立手続の適法性等を調査する役割も担う。」を誤った整理として退ける。
B：論点「設立時取締役の調査」について、学習メモ「設立時取締役の調査は資本充実と設立手続の適法性を確保するための内部チェックとして機能する。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「設立時取締役の選任」は妥当 / B「設立時取締役の調査」も妥当
イ．A「設立時取締役の選任」は妥当 / B「設立時取締役の調査」は不妥当
ウ．A「設立時取締役の選任」は不妥当 / B「設立時取締役の調査」は妥当
エ．A「設立時取締役の選任」は不妥当 / B「設立時取締役の調査」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：設立時取締役は会社成立前に選任され、設立手続の適法性等を調査する役割も担う。Bの根拠：設立時取締役の調査は資本充実と設立手続の適法性を確保するための内部チェックとして機能する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0037 会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「設立時取締役の調査」について、学習メモ「設立時取締役の調査は資本充実と設立手続の適法性を確保するための内部チェックとして機能する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「会社の成立」について、学習メモ「株式会社は設立登記によって法人格を取得し、成立前の設立中の会社とは区別される。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「設立時取締役の調査」は妥当 / B「会社の成立」も妥当
イ．A「設立時取締役の調査」は妥当 / B「会社の成立」は不妥当
ウ．A「設立時取締役の調査」は不妥当 / B「会社の成立」は妥当
エ．A「設立時取締役の調査」は不妥当 / B「会社の成立」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：設立時取締役の調査は資本充実と設立手続の適法性を確保するための内部チェックとして機能する。 Bの根拠：株式会社は設立登記によって法人格を取得し、成立前の設立中の会社とは区別される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0038 会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「会社の成立」について、学習メモ「株式会社は設立登記によって法人格を取得し、成立前の設立中の会社とは区別される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「現物出資の価額不足責任」について、学習メモ「現物出資等の過大評価は会社財産を害するため、会社法は発起人等に不足額填補責任を課す。」を誤った整理として退ける。
ア．A「会社の成立」は妥当 / B「現物出資の価額不足責任」も妥当
イ．A「会社の成立」は妥当 / B「現物出資の価額不足責任」は不妥当
ウ．A「会社の成立」は不妥当 / B「現物出資の価額不足責任」は妥当
エ．A「会社の成立」は不妥当 / B「現物出資の価額不足責任」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株式会社は設立登記によって法人格を取得し、成立前の設立中の会社とは区別される。 Bの根拠：現物出資等の過大評価は会社財産を害するため、会社法は発起人等に不足額填補責任を課す。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0039

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「現物出資の価額不足責任」について、学習メモ「現物出資等の過大評価は会社財産を害するため、会社法は発起人等に不足額填補責任を課す。」を誤った整理として退ける。

B：論点「発起人の損害賠償責任」について、学習メモ「設立手続を担う発起人には法定の責任が課され、会社成立によって当然に免責されるわけではない。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「現物出資の価額不足責任」は妥当 / B「発起人の損害賠償責任」も妥当

イ．A「現物出資の価額不足責任」は妥当 / B「発起人の損害賠償責任」は不妥当

ウ．A「現物出資の価額不足責任」は不妥当 / B「発起人の損害賠償責任」は妥当

エ．A「現物出資の価額不足責任」は不妥当 / B「発起人の損害賠償責任」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：現物出資等の過大評価は会社財産を害するため、会社法は発起人等に不足額填補責任を課す。Bの根拠：設立手続を担う発起人には法定の責任が課され、会社成立によって当然に免責されるわけではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0040

会社法総則・設立 > 株式会社の設立 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「発起人の損害賠償責任」について、学習メモ「設立手続を担う発起人には法定の責任が課され、会社成立によって当然に免責されるわけではない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「発起設立・募集設立」について、学習メモ「一般に、発起人が全株式を引き受ける方法を発起設立、外部の引受人を募集する方法を募集設立という。」を誤った整理として退ける。

ア．A「発起人の損害賠償責任」は妥当 / B「発起設立・募集設立」も妥当

イ．A「発起人の損害賠償責任」は妥当 / B「発起設立・募集設立」は不妥当

ウ．A「発起人の損害賠償責任」は不妥当 / B「発起設立・募集設立」は妥当

エ．A「発起人の損害賠償責任」は不妥当 / B「発起設立・募集設立」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：設立手続を担う発起人には法定の責任が課され、会社成立によって当然に免責されるわけではない。Bの根拠：一般に、発起人が全株式を引き受ける方法を発起設立、外部の引受人を募集する方法を募集設立という。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0041 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「株主の責任」について、学習メモ「株主有限責任は株式会社制度の基本原則であり、出資リスクを引受価額に限定する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「株主の権利」について、学習メモ「株主の中核的権利は配当、残余財産分配、議決権であり、株式内容により一定の差異を設けられる場合もある。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「株主の責任」は妥当 / B「株主の権利」も妥当
イ．A「株主の責任」は妥当 / B「株主の権利」は不妥当
ウ．A「株主の責任」は不妥当 / B「株主の権利」は妥当
エ．A「株主の責任」は不妥当 / B「株主の権利」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株主有限責任は株式会社制度の基本原則であり、出資リスクを引受価額に限定する。Bの根拠：株主の中核的権利は配当、残余財産分配、議決権であり、株式内容により一定の差異を設けられる場合もある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0042 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「株主の権利」について、学習メモ「株主の中核的権利は配当、残余財産分配、議決権であり、株式内容により一定の差異を設けられる場合もある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「株主平等」について、学習メモ「平等は「すべて同一」ではなく、株式の種類・内容と保有数に応じた平等を意味する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「株主の権利」は妥当 / B「株主平等」も妥当
イ．A「株主の権利」は妥当 / B「株主平等」は不妥当
ウ．A「株主の権利」は不妥当 / B「株主平等」は妥当
エ．A「株主の権利」は不妥当 / B「株主平等」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株主の中核的権利は配当、残余財産分配、議決権であり、株式内容により一定の差異を設けられる場合もある。Bの根拠：平等は「すべて同一」ではなく、株式の種類・内容と保有数に応じた平等を意味する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0043

会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「株主平等」について、学習メモ「平等は「すべて同一」ではなく、株式の種類・内容と保有数に応じた平等を意味する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「株式の譲渡」について、学習メモ「株式の流通性を基本としつつ、非公開会社などでは定款による譲渡承認制度が重要となる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「株主平等」は妥当 / B「株式の譲渡」も妥当

イ . A「株主平等」は妥当 / B「株式の譲渡」は不妥当

ウ . A「株主平等」は不妥当 / B「株式の譲渡」は妥当

エ . A「株主平等」は不妥当 / B「株式の譲渡」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：平等は「すべて同一」ではなく、株式の種類・内容と保有数に応じた平等を意味する。Bの根拠：株式の流通性を基本としつつ、非公開会社などでは定款による譲渡承認制度が重要となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0044

会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「株式の譲渡」について、学習メモ「株式の流通性を基本としつつ、非公開会社などでは定款による譲渡承認制度が重要となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「株主名簿」について、学習メモ「株主名簿は株主とその持株を会社が把握し、権利行使や対抗関係を処理する基礎資料となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「株式の譲渡」は妥当 / B「株主名簿」も妥当

イ . A「株式の譲渡」は妥当 / B「株主名簿」は不妥当

ウ . A「株式の譲渡」は不妥当 / B「株主名簿」は妥当

エ . A「株式の譲渡」は不妥当 / B「株主名簿」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：株式の流通性を基本としつつ、非公開会社などでは定款による譲渡承認制度が重要となる。Bの根拠：株主名簿は株主とその持株を会社が把握し、権利行使や対抗関係を処理する基礎資料となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0045 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「株主名簿」について、学習メモ「株主名簿は株主とその持株を会社が把握し、権利行使や対抗関係を処理する基礎資料となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「名義書換」について、学習メモ「株式譲渡そのものの効力と、会社や第三者にその取得を主張できるかという対抗要件は区別する。株券発行会社では会社法130条2項により扱いが異なるため、本問では非株券発行会社であることを明示している。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「株主名簿」は妥当 / B「名義書換」も妥当
- イ . A「株主名簿」は妥当 / B「名義書換」は不妥当
- ウ . A「株主名簿」は不妥当 / B「名義書換」は妥当
- エ . A「株主名簿」は不妥当 / B「名義書換」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株主名簿は株主とその持株を会社が把握し、権利行使や対抗関係を処理する基礎資料となる。Bの根拠：株式譲渡そのものの効力と、会社や第三者にその取得を主張できるかという対抗要件は区別する。株券発行会社では会社法130条2項により扱いが異なるため、本問では非株券発行会社であることを明示している。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0046 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「名義書換」について、学習メモ「株式譲渡そのものの効力と、会社や第三者にその取得を主張できるかという対抗要件は区別する。株券発行会社では会社法130条2項により扱いが異なるため、本問では非株券発行会社であることを明示している。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「基準日」について、学習メモ「株式が流通して株主が変動する中で、配当や議決権など特定の権利を誰が行使するかを確定するのが基準日制度である。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「名義書換」は妥当 / B「基準日」も妥当
- イ . A「名義書換」は妥当 / B「基準日」は不妥当
- ウ . A「名義書換」は不妥当 / B「基準日」は妥当
- エ . A「名義書換」は不妥当 / B「基準日」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株式譲渡そのものの効力と、会社や第三者にその取得を主張できるかという対抗要件は区別する。株券発行会社では会社法130条2項により扱いが異なるため、本問では非株券発行会社であることを明示している。 Bの根拠：株式が流通して株主が変動する中で、配当や議決権など特定の権利を誰が行使するかを確定するのが基準日制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0047

会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「基準日」について、学習メモ「株式が流通して株主が変動する中で、配当や議決権など特定の権利を誰が行使するかを確定するのが基準日制度である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「共有株式」について、学習メモ「共有株式では会社との関係を一本化するため権利行使者を1人定めて通知するのが原則である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「基準日」は妥当 / B「共有株式」も妥当

イ．A「基準日」は妥当 / B「共有株式」は不妥当

ウ．A「基準日」は不妥当 / B「共有株式」は妥当

エ．A「基準日」は不妥当 / B「共有株式」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：株式が流通して株主が変動する中で、配当や議決権など特定の権利を誰が行使するかを確定するのが基準日制度である。 Bの根拠：共有株式では会社との関係を一本化するため権利行使者を1人定めて通知するのが原則である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0048

会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「共有株式」について、学習メモ「共有株式では会社との関係を一本化するため権利行使者を1人定めて通知するのが原則である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「譲渡承認」について、学習メモ「譲渡制限制度は会社の閉鎖性と株主の投下資本回収の利益を調整するため、買取りの手続と組み合わせられている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「共有株式」は妥当 / B「譲渡承認」も妥当

イ．A「共有株式」は妥当 / B「譲渡承認」は不妥当

ウ．A「共有株式」は不妥当 / B「譲渡承認」は妥当

エ．A「共有株式」は不妥当 / B「譲渡承認」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：共有株式では会社との関係を一本化するため権利行使者を1人定めて通知するのが原則である。 Bの根拠：譲渡制限制度は会社の閉鎖性と株主の投下資本回収の利益を調整するため、買取りの手続と組み合わせられている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0049 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「譲渡承認」について、学習メモ「譲渡制限制度は会社の閉鎖性と株主の投下資本回収の利益を調整するため、買取りの手段と組み合わせられている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「利益供与の禁止」について、学習メモ「会社財産を用いて株主権行使を不当に誘導することは会社運営の公正を害するため禁止される。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「譲渡承認」は妥当 / B「利益供与の禁止」も妥当
イ . A「譲渡承認」は妥当 / B「利益供与の禁止」は不妥当
ウ . A「譲渡承認」は不妥当 / B「利益供与の禁止」は妥当
エ . A「譲渡承認」は不妥当 / B「利益供与の禁止」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：譲渡制限制度は会社の閉鎖性と株主の投下資本回収の利益を調整するため、買取りの手段と組み合わせられている。Bの根拠：会社財産を用いて株主権行使を不当に誘導することは会社運営の公正を害するため禁止される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0050 会社法総則・設立 > 株主・株主名簿・株式 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「利益供与の禁止」について、学習メモ「会社財産を用いて株主権行使を不当に誘導することは会社運営の公正を害するため禁止される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「株主の責任」について、学習メモ「株主有限責任は株式会社制度の基本原則であり、出資リスクを引受価額に限定する。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「利益供与の禁止」は妥当 / B「株主の責任」も妥当
イ . A「利益供与の禁止」は妥当 / B「株主の責任」は不妥当
ウ . A「利益供与の禁止」は不妥当 / B「株主の責任」は妥当
エ . A「利益供与の禁止」は不妥当 / B「株主の責任」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会社財産を用いて株主権行使を不当に誘導することは会社運営の公正を害するため禁止される。Bの根拠：株主有限責任は株式会社制度の基本原則であり、出資リスクを引受価額に限定する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0051 株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「株主総会の権限」について、学習メモ「取締役会非設置会社では株主総会の権限が広いが、取締役会設置会社では法令・定款所定事項に限定される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「定時株主総会」について、学習メモ「定時株主総会は各事業年度の計算・役員選任など会社統治の基礎となる定期的な意思決定機会である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「株主総会の権限」は妥当 / B「定時株主総会」も妥当
イ．A「株主総会の権限」は妥当 / B「定時株主総会」は不妥当
ウ．A「株主総会の権限」は不妥当 / B「定時株主総会」は妥当
エ．A「株主総会の権限」は不妥当 / B「定時株主総会」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取締役会非設置会社では株主総会の権限が広いが、取締役会設置会社では法令・定款所定事項に限定される。Bの根拠：定時株主総会は各事業年度の計算・役員選任など会社統治の基礎となる定期的な意思決定機会である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0052 株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「定時株主総会」について、学習メモ「定時株主総会は各事業年度の計算・役員選任など会社統治の基礎となる定期的な意思決定機会である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「招集決定」について、学習メモ「適切な招集には日時・場所・目的事項等を事前に定め、株主が参加・判断できるようにする必要がある。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「定時株主総会」は妥当 / B「招集決定」も妥当
イ．A「定時株主総会」は妥当 / B「招集決定」は不妥当
ウ．A「定時株主総会」は不妥当 / B「招集決定」は妥当
エ．A「定時株主総会」は不妥当 / B「招集決定」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：定時株主総会は各事業年度の計算・役員選任など会社統治の基礎となる定期的な意思決定機会である。Bの根拠：適切な招集には日時・場所・目的事項等を事前に定め、株主が参加・判断できるようにする必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0053

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「招集決定」について、学習メモ「適切な招集には日時・場所・目的事項等を事前に定め、株主が参加・判断できるようにする必要がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「招集手続の省略」について、学習メモ「招集手続は株主の参加機会確保のための制度だが、その保護対象である株主全員が同意すれば省略できる場合がある。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「招集決定」は妥当 / B「招集手続の省略」も妥当
イ . A「招集決定」は妥当 / B「招集手続の省略」は不妥当
ウ . A「招集決定」は不妥当 / B「招集手続の省略」は妥当
エ . A「招集決定」は不妥当 / B「招集手続の省略」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：適切な招集には日時・場所・目的事項等を事前に定め、株主が参加・判断できるようにする必要がある。Bの根拠：招集手続は株主の参加機会確保のための制度だが、その保護対象である株主全員が同意すれば省略できる場合がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0054

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「招集手続の省略」について、学習メモ「招集手続は株主の参加機会確保のための制度だが、その保護対象である株主全員が同意すれば省略できる場合がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「普通決議」について、学習メモ「普通決議は会社法上の基本的な決議方法で、定款により一定の範囲で要件を調整できる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「招集手続の省略」は妥当 / B「普通決議」も妥当
イ . A「招集手続の省略」は妥当 / B「普通決議」は不妥当
ウ . A「招集手続の省略」は不妥当 / B「普通決議」は妥当
エ . A「招集手続の省略」は不妥当 / B「普通決議」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：招集手続は株主の参加機会確保のための制度だが、その保護対象である株主全員が同意すれば省略できる場合がある。Bの根拠：普通決議は会社法上の基本的な決議方法で、定款により一定の範囲で要件を調整できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0055

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「普通決議」について、学習メモ「普通決議は会社法上の基本的な決議方法で、定款により一定の範囲で要件を調整できる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「特別決議」について、学習メモ「重要な組織変更等では普通決議より重い特別決議要件が課され、少数株主への重大な影響に配慮する。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「普通決議」は妥当 / B「特別決議」も妥当
イ . A「普通決議」は妥当 / B「特別決議」は不妥当
ウ . A「普通決議」は不妥当 / B「特別決議」は妥当
エ . A「普通決議」は不妥当 / B「特別決議」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：普通決議は会社法上の基本的な決議方法で、定款により一定の範囲で要件を調整できる。Bの根拠：重要な組織変更等では普通決議より重い特別決議要件が課され、少数株主への重大な影響に配慮する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0056

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「特別決議」について、学習メモ「重要な組織変更等では普通決議より重い特別決議要件が課され、少数株主への重大な影響に配慮する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「代理行使」について、学習メモ「株主の参加可能性を確保するため代理行使が認められ、会社は代理権の確認を行う。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「特別決議」は妥当 / B「代理行使」も妥当
イ . A「特別決議」は妥当 / B「代理行使」は不妥当
ウ . A「特別決議」は不妥当 / B「代理行使」は妥当
エ . A「特別決議」は不妥当 / B「代理行使」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：重要な組織変更等では普通決議より重い特別決議要件が課され、少数株主への重大な影響に配慮する。Bの根拠：株主の参加可能性を確保するため代理行使が認められ、会社は代理権の確認を行う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0057

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「代理行使」について、学習メモ「株主の参加可能性を確保するため代理行使が認められ、会社は代理権の確認を行う。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「みなし決議」について、学習メモ「全株主の意思が一致している場合には、物理的な会議を開かず書面・電磁的同意で決議を成立させられる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「代理行使」は妥当 / B「みなし決議」も妥当

イ . A「代理行使」は妥当 / B「みなし決議」は不妥当

ウ . A「代理行使」は不妥当 / B「みなし決議」は妥当

エ . A「代理行使」は不妥当 / B「みなし決議」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：株主の参加可能性を確保するため代理行使が認められ、会社は代理権の確認を行う。Bの根拠：全株主の意思が一致している場合には、物理的な会議を開かず書面・電磁的同意で決議を成立させられる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0058

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「みなし決議」について、学習メモ「全株主の意思が一致している場合には、物理的な会議を開かず書面・電磁的同意で決議を成立させられる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「議事録」について、学習メモ「議事録は株主総会の手続・決議内容を後から検証する重要資料であり、長期の備置義務がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「みなし決議」は妥当 / B「議事録」も妥当

イ . A「みなし決議」は妥当 / B「議事録」は不妥当

ウ . A「みなし決議」は不妥当 / B「議事録」は妥当

エ . A「みなし決議」は不妥当 / B「議事録」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：全株主の意思が一致している場合には、物理的な会議を開かず書面・電磁的同意で決議を成立させられる。Bの根拠：議事録は株主総会の手続・決議内容を後から検証する重要資料であり、長期の備置義務がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0059

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「議事録」について、学習メモ「議事録は株主総会の手続・決議内容を後から検証する重要資料であり、長期の備置義務がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「説明義務」について、学習メモ「説明義務は株主が議決権を適切に行使するための情報保障として機能するが、無関係な質問等には限界がある。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「議事録」は妥当 / B「説明義務」も妥当
イ . A「議事録」は妥当 / B「説明義務」は不妥当
ウ . A「議事録」は不妥当 / B「説明義務」は妥当
エ . A「議事録」は不妥当 / B「説明義務」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：議事録は株主総会の手続・決議内容を後から検証する重要資料であり、長期の備置義務がある。Bの根拠：説明義務は株主が議決権を適切に行使するための情報保障として機能するが、無関係な質問等には限界がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0060

株式会社の機関 > 株主総会 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「説明義務」について、学習メモ「説明義務は株主が議決権を適切に行使するための情報保障として機能するが、無関係な質問等には限界がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「株主総会の権限」について、学習メモ「取締役会非設置会社では株主総会の権限が広いが、取締役会設置会社では法令・定款所定事項に限定される。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「説明義務」は妥当 / B「株主総会の権限」も妥当
イ . A「説明義務」は妥当 / B「株主総会の権限」は不妥当
ウ . A「説明義務」は不妥当 / B「株主総会の権限」は妥当
エ . A「説明義務」は不妥当 / B「株主総会の権限」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：説明義務は株主が議決権を適切に行使するための情報保障として機能するが、無関係な質問等には限界がある。Bの根拠：取締役会非設置会社では株主総会の権限が広いが、取締役会設置会社では法令・定款所定事項に限定される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0061

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「取締役の員数」について、学習メモ「取締役会は複数の取締役による合議機関であるため、取締役会設置会社には3人以上の取締役が必要となる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「委任関係」について、学習メモ「取締役は雇用労働者とは異なる会社機関の構成員で、委任関係を基礎に職務を遂行する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「取締役の員数」は妥当 / B「委任関係」も妥当

イ . A「取締役の員数」は妥当 / B「委任関係」は不妥当

ウ . A「取締役の員数」は不妥当 / B「委任関係」は妥当

エ . A「取締役の員数」は不妥当 / B「委任関係」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取締役会は複数の取締役による合議機関であるため、取締役会設置会社には3人以上の取締役が必要となる。Bの根拠：取締役は雇用労働者とは異なる会社機関の構成員で、委任関係を基礎に職務を遂行する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0062

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「委任関係」について、学習メモ「取締役は雇用労働者とは異なる会社機関の構成員で、委任関係を基礎に職務を遂行する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「取締役の任期」について、学習メモ「取締役任期は経営者に対する定期的な株主の信任確認と、閉鎖会社の安定運営との調整で設計される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「委任関係」は妥当 / B「取締役の任期」も妥当

イ . A「委任関係」は妥当 / B「取締役の任期」は不妥当

ウ . A「委任関係」は不妥当 / B「取締役の任期」は妥当

エ . A「委任関係」は不妥当 / B「取締役の任期」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取締役は雇用労働者とは異なる会社機関の構成員で、委任関係を基礎に職務を遂行する。Bの根拠：取締役任期は経営者に対する定期的な株主の信任確認と、閉鎖会社の安定運営との調整で設計される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0063

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「取締役の任期」について、学習メモ「取締役任期は経営者に対する定期的な株主の信任確認と、閉鎖会社の安定運営との調整で設計される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「忠実義務」について、学習メモ「取締役は会社財産・経営権限を担うため、自己利益ではなく会社のために忠実に職務を遂行する義務を負う。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「取締役の任期」は妥当 / B「忠実義務」も妥当

イ . A「取締役の任期」は妥当 / B「忠実義務」は不妥当

ウ . A「取締役の任期」は不妥当 / B「忠実義務」は妥当

エ . A「取締役の任期」は不妥当 / B「忠実義務」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取締役任期は経営者に対する定期的な株主の信任確認と、閉鎖会社の安定運営との調整で設計される。 Bの根拠：取締役は会社財産・経営権限を担うため、自己利益ではなく会社のために忠実に職務を遂行する義務を負う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0064

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「忠実義務」について、学習メモ「取締役は会社財産・経営権限を担うため、自己利益ではなく会社のために忠実に職務を遂行する義務を負う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「競業取引」について、学習メモ「取締役の競業取引は会社の事業機会を奪うおそれがあるため、重要事実の開示と所定機関の承認を要する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「忠実義務」は妥当 / B「競業取引」も妥当

イ . A「忠実義務」は妥当 / B「競業取引」は不妥当

ウ . A「忠実義務」は不妥当 / B「競業取引」は妥当

エ . A「忠実義務」は不妥当 / B「競業取引」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取締役は会社財産・経営権限を担うため、自己利益ではなく会社のために忠実に職務を遂行する義務を負う。 Bの根拠：取締役の競業取引は会社の事業機会を奪うおそれがあるため、重要事実の開示と所定機関の承認を要する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0065

株式会社の機関＞取締役・取締役会 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「競業取引」について、学習メモ「取締役の競業取引は会社の事業機会を奪うおそれがあるため、重要事実の開示と所定機関の承認を要する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「利益相反取引」について、学習メモ「会社が取締役個人の利益のため不利益を受けるおそれのある取引は、直接・間接を問わず利益相反規制が問題となる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「競業取引」は妥当 / B「利益相反取引」も妥当
イ．A「競業取引」は妥当 / B「利益相反取引」は不妥当
ウ．A「競業取引」は不妥当 / B「利益相反取引」は妥当
エ．A「競業取引」は不妥当 / B「利益相反取引」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取締役の競業取引は会社の事業機会を奪うおそれがあるため、重要事実の開示と所定機関の承認を要する。 Bの根拠：会社が取締役個人の利益のため不利益を受けるおそれのある取引は、直接・間接を問わず利益相反規制が問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0066

株式会社の機関＞取締役・取締役会 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「利益相反取引」について、学習メモ「会社が取締役個人の利益のため不利益を受けるおそれのある取引は、直接・間接を問わず利益相反規制が問題となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「代表取締役」について、学習メモ「取締役会が経営監督を担い、その中から対外的代表権を有する代表取締役を選定する。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「利益相反取引」は妥当 / B「代表取締役」も妥当
イ．A「利益相反取引」は妥当 / B「代表取締役」は不妥当
ウ．A「利益相反取引」は不妥当 / B「代表取締役」は妥当
エ．A「利益相反取引」は不妥当 / B「代表取締役」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会社が取締役個人の利益のため不利益を受けるおそれのある取引は、直接・間接を問わず利益相反規制が問題となる。 Bの根拠：取締役会が経営監督を担い、その中から対外的代表権を有する代表取締役を選定する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0067

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「代表取締役」について、学習メモ「取締役会が経営監督を担い、その中から対外的代表権を有する代表取締役を選定する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「取締役会の権限」について、学習メモ「取締役会は会社の業務執行方針を決めつつ、個々の取締役を監督し代表取締役を統制する合議機関である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「代表取締役」は妥当 / B「取締役会の権限」も妥当

イ．A「代表取締役」は妥当 / B「取締役会の権限」は不妥当

ウ．A「代表取締役」は不妥当 / B「取締役会の権限」は妥当

エ．A「代表取締役」は不妥当 / B「取締役会の権限」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取締役会が経営監督を担い、その中から対外的代表権を有する代表取締役を選定する。Bの根拠：取締役会は会社の業務執行方針を決めつつ、個々の取締役を監督し代表取締役を統制する合議機関である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0068

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「取締役会の権限」について、学習メモ「取締役会は会社の業務執行方針を決めつつ、個々の取締役を監督し代表取締役を統制する合議機関である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「重要事項の委任禁止」について、学習メモ「重要な財産処分・多額の借財などは経営への影響が大きいため、合議体である取締役会自身が判断することを求められる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「取締役会の権限」は妥当 / B「重要事項の委任禁止」も妥当

イ．A「取締役会の権限」は妥当 / B「重要事項の委任禁止」は不妥当

ウ．A「取締役会の権限」は不妥当 / B「重要事項の委任禁止」は妥当

エ．A「取締役会の権限」は不妥当 / B「重要事項の委任禁止」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取締役会は会社の業務執行方針を決めつつ、個々の取締役を監督し代表取締役を統制する合議機関である。Bの根拠：重要な財産処分・多額の借財などは経営への影響が大きいため、合議体である取締役会自身が判断することを求められる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0069

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「重要事項の委任禁止」について、学習メモ「重要な財産処分・多額の借財などは経営への影響が大きいため、合議体である取締役会自身が判断することを求められる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「取締役会決議の省略」について、学習メモ「取締役会の機動的運営のため書面・電磁的方法による全員同意で決議を省略できるが、定款の根拠や監査役の異議不存在などの条件がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「重要事項の委任禁止」は妥当 / B「取締役会決議の省略」も妥当

イ．A「重要事項の委任禁止」は妥当 / B「取締役会決議の省略」は不妥当

ウ．A「重要事項の委任禁止」は不妥当 / B「取締役会決議の省略」は妥当

エ．A「重要事項の委任禁止」は不妥当 / B「取締役会決議の省略」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：重要な財産処分・多額の借財などは経営への影響が大きいため、合議体である取締役会自身が判断することを求められる。Bの根拠：取締役会の機動的運営のため書面・電磁的方法による全員同意で決議を省略できるが、定款の根拠や監査役の異議不存在などの条件がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0070

株式会社の機関 > 取締役・取締役会 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「取締役会決議の省略」について、学習メモ「取締役会の機動的運営のため書面・電磁的方法による全員同意で決議を省略できるが、定款の根拠や監査役の異議不存在などの条件がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「取締役の員数」について、学習メモ「取締役会は複数の取締役による合議機関であるため、取締役会設置会社には3人以上の取締役が必要となる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「取締役会決議の省略」は妥当 / B「取締役の員数」も妥当

イ．A「取締役会決議の省略」は妥当 / B「取締役の員数」は不妥当

ウ．A「取締役会決議の省略」は不妥当 / B「取締役の員数」は妥当

エ．A「取締役会決議の省略」は不妥当 / B「取締役の員数」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取締役会の機動的運営のため書面・電磁的方法による全員同意で決議を省略できるが、定款の根拠や監査役の異議不存在などの条件がある。Bの根拠：取締役会は複数の取締役による合議機関であるため、取締役会設置会社には3人以上の取締役が必要となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0071

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「監査役の権限」について、学習メモ「監査役は経営執行を担う取締役から独立して、その職務執行の適法性等を監査する機関である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「監査役独立性」について、学習メモ「監査役が監査される側の取締役・使用人を兼ねると自己監査となるため、法は独立性を確保する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「監査役権限」は妥当 / B「監査役独立性」も妥当

イ．A「監査役権限」は妥当 / B「監査役独立性」は不妥当

ウ．A「監査役権限」は不妥当 / B「監査役独立性」は妥当

エ．A「監査役権限」は不妥当 / B「監査役独立性」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：監査役は経営執行を担う取締役から独立して、その職務執行の適法性等を監査する機関である。Bの根拠：監査役が監査される側の取締役・使用人を兼ねると自己監査となるため、法は独立性を確保する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0072

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「監査役独立性」について、学習メモ「監査役が監査される側の取締役・使用人を兼ねると自己監査となるため、法は独立性を確保する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「監査役任期」について、学習メモ「監査役は継続的な監査の独立性を確保する観点から、取締役より長い原則4年の任期が設定されている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「監査役独立性」は妥当 / B「監査役任期」も妥当

イ．A「監査役独立性」は妥当 / B「監査役任期」は不妥当

ウ．A「監査役独立性」は不妥当 / B「監査役任期」は妥当

エ．A「監査役独立性」は不妥当 / B「監査役任期」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：監査役が監査される側の取締役・使用人を兼ねると自己監査となるため、法は独立性を確保する。Bの根拠：監査役は継続的な監査の独立性を確保する観点から、取締役より長い原則4年の任期が設定されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0073

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「監査役任期」について、学習メモ「監査役は継続的な監査の独立性を確保する観点から、取締役より長い原則4年の任期が設定されている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「会計監査人」について、学習メモ「規模の大きい会社では財務情報の信頼性確保の必要性が高いため、独立した会計監査人による監査が法定される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「監査役任期」は妥当 / B「会計監査人」も妥当

イ . A「監査役任期」は妥当 / B「会計監査人」は不妥当

ウ . A「監査役任期」は不妥当 / B「会計監査人」は妥当

エ . A「監査役任期」は不妥当 / B「会計監査人」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：監査役は継続的な監査の独立性を確保する観点から、取締役より長い原則4年の任期が設定されている。Bの根拠：規模の大きい会社では財務情報の信頼性確保の必要性が高いため、独立した会計監査人による監査が法定される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0074

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「会計監査人」について、学習メモ「規模の大きい会社では財務情報の信頼性確保の必要性が高いため、独立した会計監査人による監査が法定される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「監査等委員会」について、学習メモ「監査等委員会設置会社では取締役会内部に監査等を担う委員会を置き、従来型の監査役制度とは異なる統治構造を採る。」を誤った整理として退ける。

ア . A「会計監査人」は妥当 / B「監査等委員会」も妥当

イ . A「会計監査人」は妥当 / B「監査等委員会」は不妥当

ウ . A「会計監査人」は不妥当 / B「監査等委員会」は妥当

エ . A「会計監査人」は不妥当 / B「監査等委員会」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：規模の大きい会社では財務情報の信頼性確保の必要性が高いため、独立した会計監査人による監査が法定される。Bの根拠：監査等委員会設置会社では取締役会内部に監査等を担う委員会を置き、従来型の監査役制度とは異なる統治構造を採る。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0075

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「監査等委員会」について、学習メモ「監査等委員会設置会社では取締役会内部に監査等を担う委員会を置き、従来型の監査役制度とは異なる統治構造を採る。」を誤った整理として退ける。

B：論点「任務懈怠責任」について、学習メモ「取締役等は会社から権限を委ねられているため、任務懈怠によって会社に損害を与えた場合には賠償責任を負う。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「監査等委員会」は妥当 / B「任務懈怠責任」も妥当

イ．A「監査等委員会」は妥当 / B「任務懈怠責任」は不妥当

ウ．A「監査等委員会」は不妥当 / B「任務懈怠責任」は妥当

エ．A「監査等委員会」は不妥当 / B「任務懈怠責任」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：監査等委員会設置会社では取締役会内部に監査等を担う委員会を置き、従来型の監査役制度とは異なる統治構造を採る。 Bの根拠：取締役等は会社から権限を委ねられているため、任務懈怠によって会社に損害を与えた場合には賠償責任を負う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0076

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「任務懈怠責任」について、学習メモ「取締役等は会社から権限を委ねられているため、任務懈怠によって会社に損害を与えた場合には賠償責任を負う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「責任の免除」について、学習メモ「役員責任の全部免除は会社財産に重大な影響を与えるため、原則として総株主の同意という厳格な要件が置かれる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「任務懈怠責任」は妥当 / B「責任の免除」も妥当

イ．A「任務懈怠責任」は妥当 / B「責任の免除」は不妥当

ウ．A「任務懈怠責任」は不妥当 / B「責任の免除」は妥当

エ．A「任務懈怠責任」は不妥当 / B「責任の免除」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取締役等は会社から権限を委ねられているため、任務懈怠によって会社に損害を与えた場合には賠償責任を負う。 Bの根拠：役員責任の全部免除は会社財産に重大な影響を与えるため、原則として総株主の同意という厳格な要件が置かれる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0077

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「責任の免除」について、学習メモ「役員責任の全部免除は会社財産に重大な影響を与えるため、原則として総株主の同意という厳格な要件が置かれる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「第三者責任」について、学習メモ「会社に対する任務懈怠責任とは別に、悪意・重過失の職務執行で第三者に損害を与えた役員等には直接責任が生じ得る。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「責任の免除」は妥当 / B「第三者責任」も妥当

イ．A「責任の免除」は妥当 / B「第三者責任」は不妥当

ウ．A「責任の免除」は不妥当 / B「第三者責任」は妥当

エ．A「責任の免除」は不妥当 / B「第三者責任」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：役員責任の全部免除は会社財産に重大な影響を与えるため、原則として総株主の同意という厳格な要件が置かれる。 Bの根拠：会社に対する任務懈怠責任とは別に、悪意・重過失の職務執行で第三者に損害を与えた役員等には直接責任が生じ得る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0078

株式会社の機関 > 監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「第三者責任」について、学習メモ「会社に対する任務懈怠責任とは別に、悪意・重過失の職務執行で第三者に損害を与えた役員等には直接責任が生じ得る。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「報告請求・調査」について、学習メモ「監査役が実質的な監査を行うためには情報へのアクセスが不可欠であり、報告請求権・業務財産調査権が付与されている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「第三者責任」は妥当 / B「報告請求・調査」も妥当

イ．A「第三者責任」は妥当 / B「報告請求・調査」は不妥当

ウ．A「第三者責任」は不妥当 / B「報告請求・調査」は妥当

エ．A「第三者責任」は不妥当 / B「報告請求・調査」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：会社に対する任務懈怠責任とは別に、悪意・重過失の職務執行で第三者に損害を与えた役員等には直接責任が生じ得る。 Bの根拠：監査役が実質的な監査を行うためには情報へのアクセスが不可欠であり、報告請求権・業務財産調査権が付与されている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0079

株式会社の機関＞監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「報告請求・調査」について、学習メモ「監査役が実質的な監査を行うためには情報へのアクセスが不可欠であり、報告請求権・業務財産調査権が付与されている。」を誤った整理として退ける。
B：論点「株主代表訴訟」について、学習メモ「代表訴訟は会社が責任追及を怠る場合に、株主が会社の利益のため役員責任を追及するガバナンス手段である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「報告請求・調査」は妥当 / B「株主代表訴訟」も妥当
イ．A「報告請求・調査」は妥当 / B「株主代表訴訟」は不妥当
ウ．A「報告請求・調査」は不妥当 / B「株主代表訴訟」は妥当
エ．A「報告請求・調査」は不妥当 / B「株主代表訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：監査役が実質的な監査を行うためには情報へのアクセスが不可欠であり、報告請求権・業務財産調査権が付与されている。Bの根拠：代表訴訟は会社が責任追及を怠る場合に、株主が会社の利益のため役員責任を追及するガバナンス手段である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0080

株式会社の機関＞監査役等・役員の義務と責任 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「株主代表訴訟」について、学習メモ「代表訴訟は会社が責任追及を怠る場合に、株主が会社の利益のため役員責任を追及するガバナンス手段である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「監査役の特権」について、学習メモ「監査役は経営執行を担う取締役から独立して、その職務執行の適法性等を監査する機関である。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「株主代表訴訟」は妥当 / B「監査役の特権」も妥当
イ．A「株主代表訴訟」は妥当 / B「監査役の特権」は不妥当
ウ．A「株主代表訴訟」は不妥当 / B「監査役の特権」は妥当
エ．A「株主代表訴訟」は不妥当 / B「監査役の特権」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：代表訴訟は会社が責任追及を怠る場合に、株主が会社の利益のため役員責任を追及するガバナンス手段である。Bの根拠：監査役は経営執行を担う取締役から独立して、その職務執行の適法性等を監査する機関である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0081

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「募集事項」について、学習メモ「募集株式では株式数・払込条件・払込時期など、引受けと資本形成に直結する事項を事前に決定する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「決定機関」について、学習メモ「募集事項の決定機関は公開会社か否か、有利発行かなどによって異なる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「募集事項」は妥当 / B「決定機関」も妥当

イ．A「募集事項」は妥当 / B「決定機関」は不妥当

ウ．A「募集事項」は不妥当 / B「決定機関」は妥当

エ．A「募集事項」は不妥当 / B「決定機関」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：募集株式では株式数・払込条件・払込時期など、引受けと資本形成に直結する事項を事前に決定する。 Bの根拠：募集事項の決定機関は公開会社か否か、有利発行かなどによって異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0082

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「決定機関」について、学習メモ「募集事項の決定機関は公開会社か否か、有利発行かなどによって異なる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「新株予約権の定義」について、学習メモ「新株予約権は将来の株式取得につながる独立した権利で、ストック・オプション等にも利用される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「決定機関」は妥当 / B「新株予約権の定義」も妥当

イ．A「決定機関」は妥当 / B「新株予約権の定義」は不妥当

ウ．A「決定機関」は不妥当 / B「新株予約権の定義」は妥当

エ．A「決定機関」は不妥当 / B「新株予約権の定義」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：募集事項の決定機関は公開会社か否か、有利発行かなどによって異なる。 Bの根拠：新株予約権は将来の株式取得につながる独立した権利で、ストック・オプション等にも利用される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0083株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「新株予約権の定義」について、学習メモ「新株予約権は将来の株式取得につながる独立した権利で、ストック・オプション等にも利用される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「特に有利な発行」について、学習メモ「有利発行は既存株主の持分価値を害し得るため、通常発行より重い手続が要求される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「新株予約権の定義」は妥当 / B「特に有利な発行」も妥当

イ．A「新株予約権の定義」は妥当 / B「特に有利な発行」は不妥当

ウ．A「新株予約権の定義」は不妥当 / B「特に有利な発行」は妥当

エ．A「新株予約権の定義」は不妥当 / B「特に有利な発行」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：新株予約権は将来の株式取得につながる独立した権利で、ストック・オプション等にも利用される。 Bの根拠：有利発行は既存株主の持分価値を害し得るため、通常発行より重い手続が要求される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0084株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「特に有利な発行」について、学習メモ「有利発行は既存株主の持分価値を害し得るため、通常発行より重い手続が要求される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「株主割当て」について、学習メモ「株主割当ては既存株主の持分比率維持に配慮した募集方法である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「特に有利な発行」は妥当 / B「株主割当て」も妥当

イ．A「特に有利な発行」は妥当 / B「株主割当て」は不妥当

ウ．A「特に有利な発行」は不妥当 / B「株主割当て」は妥当

エ．A「特に有利な発行」は不妥当 / B「株主割当て」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：有利発行は既存株主の持分価値を害し得るため、通常発行より重い手続が要求される。 Bの根拠：株主割当ては既存株主の持分比率維持に配慮した募集方法である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0085

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「株主割当て」について、学習メモ「株主割当ては既存株主の持分比率維持に配慮した募集方法である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「募集新株予約権」について、学習メモ「募集新株予約権でも権利内容・数・対価など投資判断に重要な条件を確定する。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「株主割当て」は妥当 / B「募集新株予約権」も妥当
イ．A「株主割当て」は妥当 / B「募集新株予約権」は不妥当
ウ．A「株主割当て」は不妥当 / B「募集新株予約権」は妥当
エ．A「株主割当て」は不妥当 / B「募集新株予約権」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：株主割当ては既存株主の持分比率維持に配慮した募集方法である。Bの根拠：募集新株予約権でも権利内容・数・対価など投資判断に重要な条件を確定する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0086

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「募集新株予約権」について、学習メモ「募集新株予約権でも権利内容・数・対価など投資判断に重要な条件を確定する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「自己株式の議決権」について、学習メモ「会社が自社株で意思決定を左右することを防ぐため、自己株式には議決権を認めない。」を誤った整理として退ける。
ア．A「募集新株予約権」は妥当 / B「自己株式の議決権」も妥当
イ．A「募集新株予約権」は妥当 / B「自己株式の議決権」は不妥当
ウ．A「募集新株予約権」は不妥当 / B「自己株式の議決権」は妥当
エ．A「募集新株予約権」は不妥当 / B「自己株式の議決権」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：募集新株予約権でも権利内容・数・対価など投資判断に重要な条件を確定する。Bの根拠：会社が自社株で意思決定を左右することを防ぐため、自己株式には議決権を認めない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0087

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「自己株式の議決権」について、学習メモ「会社が自社株で意思決定を左右することを防ぐため、自己株式には議決権を認めない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「自己株式取得」について、学習メモ「自己株式取得は株主間の公平や会社財産流出に影響するため手続と財源の両面で規律される。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「自己株式の議決権」は妥当 / B「自己株式取得」も妥当

イ．A「自己株式の議決権」は妥当 / B「自己株式取得」は不妥当

ウ．A「自己株式の議決権」は不妥当 / B「自己株式取得」は妥当

エ．A「自己株式の議決権」は不妥当 / B「自己株式取得」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：会社が自社株で意思決定を左右することを防ぐため、自己株式には議決権を認めない。 Bの根拠：自己株式取得は株主間の公平や会社財産流出に影響するため手続と財源の両面で規律される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0088

株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「自己株式取得」について、学習メモ「自己株式取得は株主間の公平や会社財産流出に影響するため手続と財源の両面で規律される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「発行差止め」について、学習メモ「発行差止めは違法・著しく不公正な資金調達による株主利益侵害を発行前に防ぐ制度である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「自己株式取得」は妥当 / B「発行差止め」も妥当

イ．A「自己株式取得」は妥当 / B「発行差止め」は不妥当

ウ．A「自己株式取得」は不妥当 / B「発行差止め」は妥当

エ．A「自己株式取得」は不妥当 / B「発行差止め」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：自己株式取得は株主間の公平や会社財産流出に影響するため手続と財源の両面で規律される。 Bの根拠：発行差止めは違法・著しく不公正な資金調達による株主利益侵害を発行前に防ぐ制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0089株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「発行差止め」について、学習メモ「発行差止めは違法・著しく不公正な資金調達による株主利益侵害を発行前に防ぐ制度である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「発行後の救済」について、学習メモ「発行前の差止めと発行後の無効等の訴えは役割が異なり、取引安全の観点から発行後の争い方は限定される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「発行差止め」は妥当 / B「発行後の救済」も妥当

イ . A「発行差止め」は妥当 / B「発行後の救済」は不妥当

ウ . A「発行差止め」は不妥当 / B「発行後の救済」は妥当

エ . A「発行差止め」は不妥当 / B「発行後の救済」も不妥当

答え・解説正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：発行差止めは違法・著しく不公正な資金調達による株主利益侵害を発行前に防ぐ制度である。Bの根拠：発行前の差止めと発行後の無効等の訴えは役割が異なり、取引安全の観点から発行後の争い方は限定される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0090株式・計算・組織再編 > 募集株式・新株予約権・自己株式 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「発行後の救済」について、学習メモ「発行前の差止めと発行後の無効等の訴えは役割が異なり、取引安全の観点から発行後の争い方は限定される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「募集事項」について、学習メモ「募集株式では株式数・払込条件・払込時期など、引受けと資本形成に直結する事項を事前に決定する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「発行後の救済」は妥当 / B「募集事項」も妥当

イ . A「発行後の救済」は妥当 / B「募集事項」は不妥当

ウ . A「発行後の救済」は不妥当 / B「募集事項」は妥当

エ . A「発行後の救済」は不妥当 / B「募集事項」も不妥当

答え・解説正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：発行前の差止めと発行後の無効等の訴えは役割が異なり、取引安全の観点から発行後の争い方は限定される。Bの根拠：募集株式では株式数・払込条件・払込時期など、引受けと資本形成に直結する事項を事前に決定する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0091

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「会計帳簿」について、学習メモ「会計帳簿は計算書類作成の基礎であり、適正な財産把握のため長期保存が求められる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「計算書類」について、学習メモ「計算書類は会社の財政状態・経営成績等を示す法定書類である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「会計帳簿」は妥当 / B「計算書類」も妥当
イ．A「会計帳簿」は妥当 / B「計算書類」は不妥当
ウ．A「会計帳簿」は不妥当 / B「計算書類」は妥当
エ．A「会計帳簿」は不妥当 / B「計算書類」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：会計帳簿は計算書類作成の基礎であり、適正な財産把握のため長期保存が求められる。Bの根拠：計算書類は会社の財政状態・経営成績等を示す法定書類である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0092

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「計算書類」について、学習メモ「計算書類は会社の財政状態・経営成績等を示す法定書類である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「剰余金配当」について、学習メモ「配当は株主還元手段だが、債権者保護のため分配可能額を超える財産流出は制限される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「計算書類」は妥当 / B「剰余金配当」も妥当
イ．A「計算書類」は妥当 / B「剰余金配当」は不妥当
ウ．A「計算書類」は不妥当 / B「剰余金配当」は妥当
エ．A「計算書類」は不妥当 / B「剰余金配当」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：計算書類は会社の財政状態・経営成績等を示す法定書類である。Bの根拠：配当は株主還元手段だが、債権者保護のため分配可能額を超える財産流出は制限される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0093

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「剰余金配当」について、学習メモ「配当は株主還元手段だが、債権者保護のため分配可能額を超える財産流出は制限される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「分配可能額」について、学習メモ「分配可能額規制は名称にかかわらず、会社財産が株主へ流出する一定行為を横断的に規制する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「剰余金配当」は妥当 / B「分配可能額」も妥当

イ . A「剰余金配当」は妥当 / B「分配可能額」は不妥当

ウ . A「剰余金配当」は不妥当 / B「分配可能額」は妥当

エ . A「剰余金配当」は不妥当 / B「分配可能額」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：配当は株主還元手段だが、債権者保護のため分配可能額を超える財産流出は制限される。 Bの根拠：分配可能額規制は名称にかかわらず、会社財産が株主へ流出する一定行為を横断的に規制する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0094

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「分配可能額」について、学習メモ「分配可能額規制は名称にかかわらず、会社財産が株主へ流出する一定行為を横断的に規制する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「違法分配」について、学習メモ「違法分配では会社財産の回復が重要となるため、業務執行者や受領者に関する特則がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「分配可能額」は妥当 / B「違法分配」も妥当

イ . A「分配可能額」は妥当 / B「違法分配」は不妥当

ウ . A「分配可能額」は不妥当 / B「違法分配」は妥当

エ . A「分配可能額」は不妥当 / B「違法分配」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：分配可能額規制は名称にかかわらず、会社財産が株主へ流出する一定行為を横断的に規制する。 Bの根拠：違法分配では会社財産の回復が重要となるため、業務執行者や受領者に関する特則がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0095株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「違法分配」について、学習メモ「違法分配では会社財産の回復が重要となるため、業務執行者や受領者に関する特則がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「資本金・準備金」について、学習メモ「資本金・準備金・剰余金を区分し、資本維持と株主還元のバランスを図る。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「違法分配」は妥当 / B「資本金・準備金」も妥当

イ．A「違法分配」は妥当 / B「資本金・準備金」は不妥当

ウ．A「違法分配」は不妥当 / B「資本金・準備金」は妥当

エ．A「違法分配」は不妥当 / B「資本金・準備金」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：違法分配では会社財産の回復が重要となるため、業務執行者や受領者に関する特則がある。Bの根拠：資本金・準備金・剰余金を区分し、資本維持と株主還元のバランスを図る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0096株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「資本金・準備金」について、学習メモ「資本金・準備金・剰余金を区分し、資本維持と株主還元のバランスを図る。」を誤った整理として退ける。

B：論点「社債の性質」について、学習メモ「株主は出資者、社債権者は原則として会社債権者であり、権利内容が異なる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「資本金・準備金」は妥当 / B「社債の性質」も妥当

イ．A「資本金・準備金」は妥当 / B「社債の性質」は不妥当

ウ．A「資本金・準備金」は不妥当 / B「社債の性質」は妥当

エ．A「資本金・準備金」は不妥当 / B「社債の性質」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：資本金・準備金・剰余金を区分し、資本維持と株主還元のバランスを図る。Bの根拠：株主は出資者、社債権者は原則として会社債権者であり、権利内容が異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0097株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「社債の性質」について、学習メモ「株主は出資者、社債権者は原則として会社債権者であり、権利内容が異なる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「社債募集事項」について、学習メモ「社債では元本・利率・償還条件など債権内容を発行時に明確化する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「社債の性質」は妥当 / B「社債募集事項」も妥当

イ . A「社債の性質」は妥当 / B「社債募集事項」は不妥当

ウ . A「社債の性質」は不妥当 / B「社債募集事項」は妥当

エ . A「社債の性質」は不妥当 / B「社債募集事項」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：株主は出資者、社債権者は原則として会社債権者であり、権利内容が異なる。Bの根拠：社債では元本・利率・償還条件など債権内容を発行時に明確化する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0098株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「社債募集事項」について、学習メモ「社債では元本・利率・償還条件など債権内容を発行時に明確化する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「社債管理者」について、学習メモ「多数の社債権者が個別に権利保全する非効率を補うため専門的管理主体を介在させる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「社債募集事項」は妥当 / B「社債管理者」も妥当

イ . A「社債募集事項」は妥当 / B「社債管理者」は不妥当

ウ . A「社債募集事項」は不妥当 / B「社債管理者」は妥当

エ . A「社債募集事項」は不妥当 / B「社債管理者」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：社債では元本・利率・償還条件など債権内容を発行時に明確化する。Bの根拠：多数の社債権者が個別に権利保全する非効率を補うため専門的管理主体を介在させる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0099

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「社債管理者」について、学習メモ「多数の社債権者が個別に権利保全する非効率を補うため専門的管理主体を介在させる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「社債権者集会」について、学習メモ「多数の社債権者の利害を一体的に処理するため社債権者集会が設けられる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「社債管理者」は妥当 / B「社債権者集会」も妥当
イ . A「社債管理者」は妥当 / B「社債権者集会」は不妥当
ウ . A「社債管理者」は不妥当 / B「社債権者集会」は妥当
エ . A「社債管理者」は不妥当 / B「社債権者集会」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：多数の社債権者が個別に権利保全する非効率を補うため専門的管理主体を介在させる。 Bの根拠：多数の社債権者の利害を一体的に処理するため社債権者集会が設けられる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0100

株式・計算・組織再編 > 計算・剰余金・社債 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「社債権者集会」について、学習メモ「多数の社債権者の利害を一体的に処理するため社債権者集会が設けられる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「会計帳簿」について、学習メモ「会計帳簿は計算書類作成の基礎であり、適正な財産把握のため長期保存が求められる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「社債権者集会」は妥当 / B「会計帳簿」も妥当
イ . A「社債権者集会」は妥当 / B「会計帳簿」は不妥当
ウ . A「社債権者集会」は不妥当 / B「会計帳簿」は妥当
エ . A「社債権者集会」は不妥当 / B「会計帳簿」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：多数の社債権者の利害を一体的に処理するため社債権者集会が設けられる。 Bの根拠：会計帳簿は計算書類作成の基礎であり、適正な財産把握のため長期保存が求められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0101

株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「合併の種類」について、学習メモ「合併は権利義務の包括承継を伴い、既存会社が残るか新会社を作るかで区別される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「会社分割」について、学習メモ「会社分割は事業単位の権利義務を包括的に移転できる点に特徴がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「合併の種類」は妥当 / B「会社分割」も妥当

イ．A「合併の種類」は妥当 / B「会社分割」は不妥当

ウ．A「合併の種類」は不妥当 / B「会社分割」は妥当

エ．A「合併の種類」は不妥当 / B「会社分割」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：合併は権利義務の包括承継を伴い、既存会社が残るか新会社を作るかで区別される。Bの根拠：会社分割は事業単位の権利義務を包括的に移転できる点に特徴がある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0102

株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「会社分割」について、学習メモ「会社分割は事業単位の権利義務を包括的に移転できる点に特徴がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「株式交換」について、学習メモ「株式交換は会社を消滅させずに100%親子会社関係を形成する代表的手段である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「会社分割」は妥当 / B「株式交換」も妥当

イ．A「会社分割」は妥当 / B「株式交換」は不妥当

ウ．A「会社分割」は不妥当 / B「株式交換」は妥当

エ．A「会社分割」は不妥当 / B「株式交換」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：会社分割は事業単位の権利義務を包括的に移転できる点に特徴がある。Bの根拠：株式交換は会社を消滅させずに100%親子会社関係を形成する代表的手段である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0103株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「株式交換」について、学習メモ「株式交換は会社を消滅させずに100％親子会社関係を形成する代表的手段である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「事業譲渡」について、学習メモ「事業全部の譲渡は会社の実質を大きく変えるため株主の特別多数による承認を要する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「株式交換」は妥当 / B「事業譲渡」も妥当

イ．A「株式交換」は妥当 / B「事業譲渡」は不妥当

ウ．A「株式交換」は不妥当 / B「事業譲渡」は妥当

エ．A「株式交換」は不妥当 / B「事業譲渡」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：株式交換は会社を消滅させずに100％親子会社関係を形成する代表的手段である。 Bの根拠：事業全部の譲渡は会社の実質を大きく変えるため株主の特別多数による承認を要する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0104株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「事業譲渡」について、学習メモ「事業全部の譲渡は会社の実質を大きく変えるため株主の特別多数による承認を要する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「包括承継・個別承継」について、学習メモ「包括承継か個別承継かは、契約・債務・許認可等の扱いを理解する重要な軸である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「事業譲渡」は妥当 / B「包括承継・個別承継」も妥当

イ．A「事業譲渡」は妥当 / B「包括承継・個別承継」は不妥当

ウ．A「事業譲渡」は不妥当 / B「包括承継・個別承継」は妥当

エ．A「事業譲渡」は不妥当 / B「包括承継・個別承継」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：事業全部の譲渡は会社の実質を大きく変えるため株主の特別多数による承認を要する。 Bの根拠：包括承継か個別承継かは、契約・債務・許認可等の扱いを理解する重要な軸である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0105株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「包括承継・個別承継」について、学習メモ「包括承継か個別承継かは、契約・債務・許認可等の扱いを理解する重要な軸である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「債権者保護」について、学習メモ「組織再編は株主だけでなく債権者の担保状況にも影響するため公告・催告等による保護がある。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「包括承継・個別承継」は妥当 / B「債権者保護」も妥当

イ . A「包括承継・個別承継」は妥当 / B「債権者保護」は不妥当

ウ . A「包括承継・個別承継」は不妥当 / B「債権者保護」は妥当

エ . A「包括承継・個別承継」は不妥当 / B「債権者保護」も不妥当

答え・解説正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：包括承継か個別承継かは、契約・債務・許認可等の扱いを理解する重要な軸である。 Bの根拠：組織再編は株主だけでなく債権者の担保状況にも影響するため公告・催告等による保護がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0106株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「債権者保護」について、学習メモ「組織再編は株主だけでなく債権者の担保状況にも影響するため公告・催告等による保護がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「解散事由」について、学習メモ「株式会社は存続期間満了、株主総会決議、合併による消滅、破産手続開始決定など法定事由で解散する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「債権者保護」は妥当 / B「解散事由」も妥当

イ . A「債権者保護」は妥当 / B「解散事由」は不妥当

ウ . A「債権者保護」は不妥当 / B「解散事由」は妥当

エ . A「債権者保護」は不妥当 / B「解散事由」も不妥当

答え・解説正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：組織再編は株主だけでなく債権者の担保状況にも影響するため公告・催告等による保護がある。 Bの根拠：株式会社は存続期間満了、株主総会決議、合併による消滅、破産手続開始決定など法定事由で解散する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0107株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「解散事由」について、学習メモ「株式会社は存続期間満了、株主総会決議、合併による消滅、破産手続開始決定など法定事由で解散する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「清算株式会社」について、学習メモ「解散は直ちに法人格消滅を意味せず、債権取立て・債務弁済・残余財産分配のため会社は存続する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「解散事由」は妥当 / B「清算株式会社」も妥当

イ．A「解散事由」は妥当 / B「清算株式会社」は不妥当

ウ．A「解散事由」は不妥当 / B「清算株式会社」は妥当

エ．A「解散事由」は不妥当 / B「清算株式会社」も不妥当

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：株式会社は存続期間満了、株主総会決議、合併による消滅、破産手続開始決定など法定事由で解散する。Bの根拠：解散は直ちに法人格消滅を意味せず、債権取立て・債務弁済・残余財産分配のため会社は存続する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0108株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「清算株式会社」について、学習メモ「解散は直ちに法人格消滅を意味せず、債権取立て・債務弁済・残余財産分配のため会社は存続する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「清算人」について、学習メモ「清算人は解散会社の後始末を担い、債権者への弁済を優先した後に残余財産を分配する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「清算株式会社」は妥当 / B「清算人」も妥当

イ．A「清算株式会社」は妥当 / B「清算人」は不妥当

ウ．A「清算株式会社」は不妥当 / B「清算人」は妥当

エ．A「清算株式会社」は不妥当 / B「清算人」も不妥当

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：解散は直ちに法人格消滅を意味せず、債権取立て・債務弁済・残余財産分配のため会社は存続する。Bの根拠：清算人は解散会社の後始末を担い、債権者への弁済を優先した後に残余財産を分配する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0109

株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「清算人」について、学習メモ「清算人は解散会社の後始末を担い、債権者への弁済を優先した後に残余財産を分配する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「反対株主の買取請求」について、学習メモ「多数決による基礎的変更に対抗する株主へ、公正価格で退出する機会を保障する制度である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「清算人」は妥当 / B「反対株主の買取請求」も妥当
イ．A「清算人」は妥当 / B「反対株主の買取請求」は不妥当
ウ．A「清算人」は不妥当 / B「反対株主の買取請求」は妥当
エ．A「清算人」は不妥当 / B「反対株主の買取請求」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：清算人は解散会社の後始末を担い、債権者への弁済を優先した後に残余財産を分配する。Bの根拠：多数決による基礎的変更に対抗する株主へ、公正価格で退出する機会を保障する制度である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0110

株式・計算・組織再編 > 組織再編・事業譲渡・解散・清算 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「反対株主の買取請求」について、学習メモ「多数決による基礎的変更に対抗する株主へ、公正価格で退出する機会を保障する制度である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「合併の種類」について、学習メモ「合併は権利義務の包括承継を伴い、既存会社が残るか新会社を作るかで区別される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「反対株主の買取請求」は妥当 / B「合併の種類」も妥当
イ．A「反対株主の買取請求」は妥当 / B「合併の種類」は不妥当
ウ．A「反対株主の買取請求」は不妥当 / B「合併の種類」は妥当
エ．A「反対株主の買取請求」は不妥当 / B「合併の種類」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：多数決による基礎的変更に対抗する株主へ、公正価格で退出する機会を保障する制度である。Bの根拠：合併は権利義務の包括承継を伴い、既存会社が残るか新会社を作るかで区別される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0111 基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「規範階層」について、学習メモ「法体系では憲法を最高法規として法律・命令等がその下位に位置付けられる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「成文法・不文法」について、学習メモ「法律・政令・条例などは成文法、慣習法等は不文法として整理される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「規範階層」は妥当 / B「成文法・不文法」も妥当

イ . A「規範階層」は妥当 / B「成文法・不文法」は不妥当

ウ . A「規範階層」は不妥当 / B「成文法・不文法」は妥当

エ . A「規範階層」は不妥当 / B「成文法・不文法」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：法体系では憲法を最高法規として法律・命令等がその下位に位置付けられる。Bの根拠：法律・政令・条例などは成文法、慣習法等は不文法として整理される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0112 基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「成文法・不文法」について、学習メモ「法律・政令・条例などは成文法、慣習法等は不文法として整理される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「慣習法」について、学習メモ「慣習はすべて法源になるわけではなく、公序良俗や法令との関係など所定の要件を満たす必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「成文法・不文法」は妥当 / B「慣習法」も妥当

イ . A「成文法・不文法」は妥当 / B「慣習法」は不妥当

ウ . A「成文法・不文法」は不妥当 / B「慣習法」は妥当

エ . A「成文法・不文法」は不妥当 / B「慣習法」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：法律・政令・条例などは成文法、慣習法等は不文法として整理される。Bの根拠：慣習はすべて法源になるわけではなく、公序良俗や法令との関係など所定の要件を満たす必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0113

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「慣習法」について、学習メモ「慣習はすべて法源になるわけではなく、公序良俗や法令との関係など所定の要件を満たす必要がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「公法・私法」について、学習メモ「憲法・行政法等は公法、民法・商法等は私法の典型だが、複合領域も存在する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「慣習法」は妥当 / B「公法・私法」も妥当
イ . A「慣習法」は妥当 / B「公法・私法」は不妥当
ウ . A「慣習法」は不妥当 / B「公法・私法」は妥当
エ . A「慣習法」は不妥当 / B「公法・私法」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：慣習はすべて法源になるわけではなく、公序良俗や法令との関係など所定の要件を満たす必要がある。 Bの根拠：憲法・行政法等は公法、民法・商法等は私法の典型だが、複合領域も存在する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0114

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「公法・私法」について、学習メモ「憲法・行政法等は公法、民法・商法等は私法の典型だが、複合領域も存在する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「実体法・手続法」について、学習メモ「民法上の請求権の存否は実体法、その訴訟上の実現方法は手続法の問題となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「公法・私法」は妥当 / B「実体法・手続法」も妥当
イ . A「公法・私法」は妥当 / B「実体法・手続法」は不妥当
ウ . A「公法・私法」は不妥当 / B「実体法・手続法」は妥当
エ . A「公法・私法」は不妥当 / B「実体法・手続法」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：憲法・行政法等は公法、民法・商法等は私法の典型だが、複合領域も存在する。 Bの根拠：民法上の請求権の存否は実体法、その訴訟上の実現方法は手続法の問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0115

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「実体法・手続法」について、学習メモ「民法上の請求権の存否は実体法、その訴訟上の実現方法は手続法の問題となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「一般法・特別法」について、学習メモ「特別法は特定場面で一般法を修正するが、対象外では一般法が引き続き適用される。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「実体法・手続法」は妥当 / B「一般法・特別法」も妥当
イ．A「実体法・手続法」は妥当 / B「一般法・特別法」は不妥当
ウ．A「実体法・手続法」は不妥当 / B「一般法・特別法」は妥当
エ．A「実体法・手続法」は不妥当 / B「一般法・特別法」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：民法上の請求権の存否は実体法、その訴訟上の実現方法は手続法の問題となる。Bの根拠：特別法は特定場面で一般法を修正するが、対象外では一般法が引き続き適用される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0116

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「一般法・特別法」について、学習メモ「特別法は特定場面で一般法を修正するが、対象外では一般法が引き続き適用される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「強行規定・任意規定」について、学習メモ「私法領域でも弱者保護や公序維持のため強行規定が置かれることがある。」を誤った整理として退ける。
ア．A「一般法・特別法」は妥当 / B「強行規定・任意規定」も妥当
イ．A「一般法・特別法」は妥当 / B「強行規定・任意規定」は不妥当
ウ．A「一般法・特別法」は不妥当 / B「強行規定・任意規定」は妥当
エ．A「一般法・特別法」は不妥当 / B「強行規定・任意規定」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：特別法は特定場面で一般法を修正するが、対象外では一般法が引き続き適用される。Bの根拠：私法領域でも弱者保護や公序維持のため強行規定が置かれることがある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0117

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「強行規定・任意規定」について、学習メモ「私法領域でも弱者保護や公序維持のため強行規定が置かれることがある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「条約・国際法規」について、学習メモ「具体的な国内法上の序列論とは別に、条約・確立された国際法規の誠実遵守義務は憲法上明確である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「強行規定・任意規定」は妥当 / B「条約・国際法規」も妥当

イ . A「強行規定・任意規定」は妥当 / B「条約・国際法規」は不妥当

ウ . A「強行規定・任意規定」は不妥当 / B「条約・国際法規」は妥当

エ . A「強行規定・任意規定」は不妥当 / B「条約・国際法規」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：私法領域でも弱者保護や公序維持のため強行規定が置かれることがある。Bの根拠：具体的な国内法上の序列論とは別に、条約・確立された国際法規の誠実遵守義務は憲法上明確である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0118

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「条約・国際法規」について、学習メモ「具体的な国内法上の序列論とは別に、条約・確立された国際法規の誠実遵守義務は憲法上明確である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「法律・政令」について、学習メモ「法律・政令・省令・条例は制定主体と根拠を区別して整理する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「条約・国際法規」は妥当 / B「法律・政令」も妥当

イ . A「条約・国際法規」は妥当 / B「法律・政令」は不妥当

ウ . A「条約・国際法規」は不妥当 / B「法律・政令」は妥当

エ . A「条約・国際法規」は不妥当 / B「法律・政令」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：具体的な国内法上の序列論とは別に、条約・確立された国際法規の誠実遵守義務は憲法上明確である。Bの根拠：法律・政令・省令・条例は制定主体と根拠を区別して整理する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0119

基礎法学 > 法体系・法源・法の分類 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「法律・政令」について、学習メモ「法律・政令・省令・条例は制定主体と根拠を区別して整理する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「条例」について、学習メモ「条例は地方自治の重要な法源だが、憲法・法律との整合が必要である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「法律・政令」は妥当 / B「条例」も妥当
イ . A「法律・政令」は妥当 / B「条例」は不妥当
ウ . A「法律・政令」は不妥当 / B「条例」は妥当
エ . A「法律・政令」は不妥当 / B「条例」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：法律・政令・省令・条例は制定主体と根拠を区別して整理する。Bの根拠：条例は地方自治の重要な法源だが、憲法・法律との整合が必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0120

基礎法学 > 法体系・法源・法の分類 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「条例」について、学習メモ「条例は地方自治の重要な法源だが、憲法・法律との整合が必要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「判例」について、学習メモ「制定法と判例の形式的性質は異なるが、判例は法解釈の安定に重要な役割を果たす。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「条例」は妥当 / B「判例」も妥当
イ . A「条例」は妥当 / B「判例」は不妥当
ウ . A「条例」は不妥当 / B「判例」は妥当
エ . A「条例」は不妥当 / B「判例」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：条例は地方自治の重要な法源だが、憲法・法律との整合が必要である。Bの根拠：制定法と判例の形式的性質は異なるが、判例は法解釈の安定に重要な役割を果たす。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0121

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「判例」について、学習メモ「制定法と判例の形式的性質は異なるが、判例は法解釈の安定に重要な役割を果たす。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「遡及適用」について、学習メモ「刑罰では罪刑法定主義・法的安定性から不利益な遡及処罰が厳しく制約される。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「判例」は妥当 / B「遡及適用」も妥当
イ . A「判例」は妥当 / B「遡及適用」は不妥当
ウ . A「判例」は不妥当 / B「遡及適用」は妥当
エ . A「判例」は不妥当 / B「遡及適用」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：制定法と判例の形式的性質は異なるが、判例は法解釈の安定に重要な役割を果たす。Bの根拠：刑罰では罪刑法定主義・法的安定性から不利益な遡及処罰が厳しく制約される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0122

基礎法学 > 法体系・法源・法の種類 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「遡及適用」について、学習メモ「刑罰では罪刑法定主義・法的安定性から不利益な遡及処罰が厳しく制約される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「規範抵触」について、学習メモ「下位法令は上位法令に適合しなければならず、委任範囲逸脱や法律抵触が問題となる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「遡及適用」は妥当 / B「規範抵触」も妥当
イ . A「遡及適用」は妥当 / B「規範抵触」は不妥当
ウ . A「遡及適用」は不妥当 / B「規範抵触」は妥当
エ . A「遡及適用」は不妥当 / B「規範抵触」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：刑罰では罪刑法定主義・法的安定性から不利益な遡及処罰が厳しく制約される。Bの根拠：下位法令は上位法令に適合しなければならず、委任範囲逸脱や法律抵触が問題となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0123

基礎法学 > 法体系・法源・法の分類 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「規範抵触」について、学習メモ「下位法令は上位法令に適合しなければならず、委任範囲逸脱や法律抵触が問題となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「成立・公布・施行」について、学習メモ「法令の適用時点を判断するには、成立日ではなく公布日・施行日を確認する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「規範抵触」は妥当 / B「成立・公布・施行」も妥当
イ . A「規範抵触」は妥当 / B「成立・公布・施行」は不妥当
ウ . A「規範抵触」は不妥当 / B「成立・公布・施行」は妥当
エ . A「規範抵触」は不妥当 / B「成立・公布・施行」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：下位法令は上位法令に適合しなければならず、委任範囲逸脱や法律抵触が問題となる。Bの根拠：法令の適用時点を判断するには、成立日ではなく公布日・施行日を確認する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0124

基礎法学 > 法体系・法源・法の分類 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「成立・公布・施行」について、学習メモ「法令の適用時点を判断するには、成立日ではなく公布日・施行日を確認する必要がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「規範階層」について、学習メモ「法体系では憲法を最高法規として法律・命令等がその下位に位置付けられる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「成立・公布・施行」は妥当 / B「規範階層」も妥当
イ . A「成立・公布・施行」は妥当 / B「規範階層」は不妥当
ウ . A「成立・公布・施行」は不妥当 / B「規範階層」は妥当
エ . A「成立・公布・施行」は不妥当 / B「規範階層」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：法令の適用時点を判断するには、成立日ではなく公布日・施行日を確認する必要がある。Bの根拠：法体系では憲法を最高法規として法律・命令等がその下位に位置付けられる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0125

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「文理解釈」について、学習メモ「法解釈は文言から出発し、必要に応じ体系・目的・沿革を組み合わせる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「体系解釈」について、学習メモ「条文は孤立しておらず、章・節・関連規定との関係から意味が限定されることがある。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「文理解釈」は妥当 / B「体系解釈」も妥当
イ . A「文理解釈」は妥当 / B「体系解釈」は不妥当
ウ . A「文理解釈」は不妥当 / B「体系解釈」は妥当
エ . A「文理解釈」は不妥当 / B「体系解釈」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：法解釈は文言から出発し、必要に応じ体系・目的・沿革を組み合わせる。Bの根拠：条文は孤立しておらず、章・節・関連規定との関係から意味が限定されることがある。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0126

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「体系解釈」について、学習メモ「条文は孤立しておらず、章・節・関連規定との関係から意味が限定されることがある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「目的論的解釈」について、学習メモ「文言だけでは複数の理解が可能な場合に制度趣旨との整合を検討する。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「体系解釈」は妥当 / B「目的論的解釈」も妥当
イ . A「体系解釈」は妥当 / B「目的論的解釈」は不妥当
ウ . A「体系解釈」は不妥当 / B「目的論的解釈」は妥当
エ . A「体系解釈」は不妥当 / B「目的論的解釈」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：条文は孤立しておらず、章・節・関連規定との関係から意味が限定されることがある。Bの根拠：文言だけでは複数の理解が可能な場合に制度趣旨との整合を検討する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0127

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「目的論的解釈」について、学習メモ「文言だけでは複数の理解が可能な場合に制度趣旨との整合を検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「沿革的解釈」について、学習メモ「制定・改正の背景や旧法との連続性を手掛かりに現行規定を理解する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「目的論的解釈」は妥当 / B「沿革的解釈」も妥当

イ . A「目的論的解釈」は妥当 / B「沿革的解釈」は不妥当

ウ . A「目的論的解釈」は不妥当 / B「沿革的解釈」は妥当

エ . A「目的論的解釈」は不妥当 / B「沿革的解釈」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：文言だけでは複数の理解が可能な場合に制度趣旨との整合を検討する。 Bの根拠：制定・改正の背景や旧法との連続性を手掛かりに現行規定を理解する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0128

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「沿革的解釈」について、学習メモ「制定・改正の背景や旧法との連続性を手掛かりに現行規定を理解する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「類推解釈」について、学習メモ「類推は法の欠缺補充に用いられるが、刑罰法規などでは限界が重要となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「沿革的解釈」は妥当 / B「類推解釈」も妥当

イ . A「沿革的解釈」は妥当 / B「類推解釈」は不妥当

ウ . A「沿革的解釈」は不妥当 / B「類推解釈」は妥当

エ . A「沿革的解釈」は不妥当 / B「類推解釈」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：制定・改正の背景や旧法との連続性を手掛かりに現行規定を理解する。 Bの根拠：類推は法の欠缺補充に用いられるが、刑罰法規などでは限界が重要となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0129 基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「類推解釈」について、学習メモ「類推は法の欠缺補充に用いられるが、刑罰法規などでは限界が重要となる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「反対解釈」について、学習メモ「規定が例示なのか限定なのかを見極め、類推と反対解釈を使い分ける。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「類推解釈」は妥当 / B「反対解釈」も妥当

イ．A「類推解釈」は妥当 / B「反対解釈」は不妥当

ウ．A「類推解釈」は不妥当 / B「反対解釈」は妥当

エ．A「類推解釈」は不妥当 / B「反対解釈」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：類推は法の欠缺補充に用いられるが、刑罰法規などでは限界が重要となる。 Bの根拠：規定が例示なのか限定なのかを見極め、類推と反対解釈を使い分ける。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0130 基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「反対解釈」について、学習メモ「規定が例示なのか限定なのかを見極め、類推と反対解釈を使い分ける。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「みなす・推定する」について、学習メモ「日常語の感覚ではなく、法令用語としての機能差を正確に読む必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「反対解釈」は妥当 / B「みなす・推定する」も妥当

イ．A「反対解釈」は妥当 / B「みなす・推定する」は不妥当

ウ．A「反対解釈」は不妥当 / B「みなす・推定する」は妥当

エ．A「反対解釈」は不妥当 / B「みなす・推定する」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：規定が例示なのか限定なのかを見極め、類推と反対解釈を使い分ける。 Bの根拠：日常語の感覚ではなく、法令用語としての機能差を正確に読む必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0131基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「みなす・推定する」について、学習メモ「日常語の感覚ではなく、法令用語としての機能差を正確に読む必要がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「及び・並びに」について、学習メモ「接続詞の階層を読むことで複雑な列挙関係を正確に把握できる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「みなす・推定する」は妥当 / B「及び・並びに」も妥当

イ . A「みなす・推定する」は妥当 / B「及び・並びに」は不妥当

ウ . A「みなす・推定する」は不妥当 / B「及び・並びに」は妥当

エ . A「みなす・推定する」は不妥当 / B「及び・並びに」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：日常語の感覚ではなく、法令用語としての機能差を正確に読む必要がある。 Bの根拠：接続詞の階層を読むことで複雑な列挙関係を正確に把握できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0132基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「及び・並びに」について、学習メモ「接続詞の階層を読むことで複雑な列挙関係を正確に把握できる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「又は・若しくは」について、学習メモ「「又は」「若しくは」の位置から選択肢の階層を読み取る。」を誤った整理として退ける。

ア . A「及び・並びに」は妥当 / B「又は・若しくは」も妥当

イ . A「及び・並びに」は妥当 / B「又は・若しくは」は不妥当

ウ . A「及び・並びに」は不妥当 / B「又は・若しくは」は妥当

エ . A「及び・並びに」は不妥当 / B「又は・若しくは」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：接続詞の階層を読むことで複雑な列挙関係を正確に把握できる。 Bの根拠：「又は」「若しくは」の位置から選択肢の階層を読み取る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0133 基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「又は・若しくは」について、学習メモ「**「又は」「若しくは」**の位置から選択肢の階層を読み取る。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「その他・その他の」について、学習メモ「**一字の違いが規律対象の範囲を左右し得るため、列挙構造を意識して読む。**」を妥当な整理として扱う。

ア . A「又は・若しくは」は妥当 / B「その他・その他の」も妥当

イ . A「又は・若しくは」は妥当 / B「その他・その他の」は不妥当

ウ . A「又は・若しくは」は不妥当 / B「その他・その他の」は妥当

エ . A「又は・若しくは」は不妥当 / B「その他・その他の」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：「又は」「若しくは」の位置から選択肢の階層を読み取る。Bの根拠：一字の違いが規律対象の範囲を左右し得るため、列挙構造を意識して読む。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0134 基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「その他・その他の」について、学習メモ「**一字の違いが規律対象の範囲を左右し得るため、列挙構造を意識して読む。**」を妥当な整理として扱う。

B：論点「義務・権限表現」について、学習メモ「**「しなければならない」「してはならない」「することができる」は義務・禁止・権限を判断する重要表現である。**」を誤った整理として退ける。

ア . A「その他・その他の」は妥当 / B「義務・権限表現」も妥当

イ . A「その他・その他の」は妥当 / B「義務・権限表現」は不妥当

ウ . A「その他・その他の」は不妥当 / B「義務・権限表現」は妥当

エ . A「その他・その他の」は不妥当 / B「義務・権限表現」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：一字の違いが規律対象の範囲を左右し得るため、列挙構造を意識して読む。Bの根拠：「しなければならない」「してはならない」「することができる」は義務・禁止・権限を判断する重要表現である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0135

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「義務・権限表現」について、学習メモ「「しなければならない」「してはならない」「することができる」は義務・禁止・権限を判断する重要表現である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「本文・ただし書」について、学習メモ「条文問題では本文だけでなく、ただし書・各号・括弧書きまで確認する。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「義務・権限表現」は妥当 / B「本文・ただし書」も妥当
イ . A「義務・権限表現」は妥当 / B「本文・ただし書」は不妥当
ウ . A「義務・権限表現」は不妥当 / B「本文・ただし書」は妥当
エ . A「義務・権限表現」は不妥当 / B「本文・ただし書」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：「しなければならない」「してはならない」「することができる」は義務・禁止・権限を判断する重要表現である。Bの根拠：条文問題では本文だけでなく、ただし書・各号・括弧書きまで確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0136

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「本文・ただし書」について、学習メモ「条文問題では本文だけでなく、ただし書・各号・括弧書きまで確認する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「法的三段論法」について、学習メモ「事例問題では法規範、事実、当てはめ、効果の順に整理すると判断精度が上がる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「本文・ただし書」は妥当 / B「法的三段論法」も妥当
イ . A「本文・ただし書」は妥当 / B「法的三段論法」は不妥当
ウ . A「本文・ただし書」は不妥当 / B「法的三段論法」は妥当
エ . A「本文・ただし書」は不妥当 / B「法的三段論法」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：条文問題では本文だけでなく、ただし書・各号・括弧書きまで確認する。Bの根拠：事例問題では法規範、事実、当てはめ、効果の順に整理すると判断精度が上がる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0137

基礎法学 > 法解釈・法適用・法令用語 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「法的三段論法」について、学習メモ「事例問題では法規範、事実、当てはめ、効果の順に整理すると判断精度が上がる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「文理解釈」について、学習メモ「法解釈は文言から出発し、必要に応じ体系・目的・沿革を組み合わせる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「法的三段論法」は妥当 / B「文理解釈」も妥当
イ．A「法的三段論法」は妥当 / B「文理解釈」は不妥当
ウ．A「法的三段論法」は不妥当 / B「文理解釈」は妥当
エ．A「法的三段論法」は不妥当 / B「文理解釈」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：事例問題では法規範、事実、当てはめ、効果の順に整理すると判断精度が上がる。Bの根拠：法解釈は文言から出発し、必要に応じ体系・目的・沿革を組み合わせる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0138

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「裁判所の種類」について、学習メモ「最高裁判所と4種類の下級裁判所の役割分担が裁判制度の基礎となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「最高裁判所の構成」について、学習メモ「最高裁判所は15人の裁判官で構成され、大法廷と3つの小法廷で裁判を行う。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁判所の種類」は妥当 / B「最高裁判所の構成」も妥当
イ．A「裁判所の種類」は妥当 / B「最高裁判所の構成」は不妥当
ウ．A「裁判所の種類」は不妥当 / B「最高裁判所の構成」は妥当
エ．A「裁判所の種類」は不妥当 / B「最高裁判所の構成」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：最高裁判所と4種類の下級裁判所の役割分担が裁判制度の基礎となる。Bの根拠：最高裁判所は15人の裁判官で構成され、大法廷と3つの小法廷で裁判を行う。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0139基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「最高裁判所の構成」について、学習メモ「最高裁判所は15人の裁判官で構成され、大法廷と3つの小法廷で裁判を行う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「下級裁判所」について、学習メモ「憲法は司法権を最高裁判所と法律で設置する下級裁判所に帰属させる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「最高裁判所の構成」は妥当 / B「下級裁判所」も妥当

イ . A「最高裁判所の構成」は妥当 / B「下級裁判所」は不妥当

ウ . A「最高裁判所の構成」は不妥当 / B「下級裁判所」は妥当

エ . A「最高裁判所の構成」は不妥当 / B「下級裁判所」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：最高裁判所は15人の裁判官で構成され、大法廷と3つの小法廷で裁判を行う。 Bの根拠：憲法は司法権を最高裁判所と法律で設置する下級裁判所に帰属させる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0140基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「下級裁判所」について、学習メモ「憲法は司法権を最高裁判所と法律で設置する下級裁判所に帰属させる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「家庭裁判所」について、学習メモ「家庭裁判所は家族関係や少年事件を専門的に扱う。」を誤った整理として退ける。

ア . A「下級裁判所」は妥当 / B「家庭裁判所」も妥当

イ . A「下級裁判所」は妥当 / B「家庭裁判所」は不妥当

ウ . A「下級裁判所」は不妥当 / B「家庭裁判所」は妥当

エ . A「下級裁判所」は不妥当 / B「家庭裁判所」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：憲法は司法権を最高裁判所と法律で設置する下級裁判所に帰属させる。 Bの根拠：家庭裁判所は家族関係や少年事件を専門的に扱う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0141

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「家庭裁判所」について、学習メモ「家庭裁判所は家族関係や少年事件を専門的に扱う。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「審級制度」について、学習メモ「事件類型によって上訴経路は異なるが、上級審による見直し機会を設けることが基本である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「家庭裁判所」は妥当 / B「審級制度」も妥当
イ . A「家庭裁判所」は妥当 / B「審級制度」は不妥当
ウ . A「家庭裁判所」は不妥当 / B「審級制度」は妥当
エ . A「家庭裁判所」は不妥当 / B「審級制度」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：家庭裁判所は家族関係や少年事件を専門的に扱う。 Bの根拠：事件類型によって上訴経路は異なるが、上級審による見直し機会を設けることが基本である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0142

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「審級制度」について、学習メモ「事件類型によって上訴経路は異なるが、上級審による見直し機会を設けることが基本である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「第一審裁判所」について、学習メモ「第一審裁判所は事件の種類・訴額・罪の軽重等で定まり、その後の上訴先も変わる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「審級制度」は妥当 / B「第一審裁判所」も妥当
イ . A「審級制度」は妥当 / B「第一審裁判所」は不妥当
ウ . A「審級制度」は不妥当 / B「第一審裁判所」は妥当
エ . A「審級制度」は不妥当 / B「第一審裁判所」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：事件類型によって上訴経路は異なるが、上級審による見直し機会を設けることが基本である。 Bの根拠：第一審裁判所は事件の種類・訴額・罪の軽重等で定まり、その後の上訴先も変わる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0143基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「第一審裁判所」について、学習メモ「第一審裁判所は事件の種類・訴額・罪の軽重等で定まり、その後の上訴先も変わる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「司法権の独立」について、学習メモ「司法権の独立には司法府全体の独立と個々の裁判官の職権行使の独立が含まれる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「第一審裁判所」は妥当 / B「司法権の独立」も妥当

イ．A「第一審裁判所」は妥当 / B「司法権の独立」は不妥当

ウ．A「第一審裁判所」は不妥当 / B「司法権の独立」は妥当

エ．A「第一審裁判所」は不妥当 / B「司法権の独立」も不妥当

答え・解説正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：第一審裁判所は事件の種類・訴額・罪の軽重等で定まり、その後の上訴先も変わる。 Bの根拠：司法権の独立には司法府全体の独立と個々の裁判官の職権行使の独立が含まれる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0144基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「司法権の独立」について、学習メモ「司法権の独立には司法府全体の独立と個々の裁判官の職権行使の独立が含まれる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁判公開」について、学習メモ「公開裁判は司法への国民の監視と公正への信頼を支える。」を誤った整理として退ける。

ア．A「司法権の独立」は妥当 / B「裁判公開」も妥当

イ．A「司法権の独立」は妥当 / B「裁判公開」は不妥当

ウ．A「司法権の独立」は不妥当 / B「裁判公開」は妥当

エ．A「司法権の独立」は不妥当 / B「裁判公開」も不妥当

答え・解説正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：司法権の独立には司法府全体の独立と個々の裁判官の職権行使の独立が含まれる。 Bの根拠：公開裁判は司法への国民の監視と公正への信頼を支える。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0145

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「裁判公開」について、学習メモ「公開裁判は司法への国民の監視と公正への信頼を支える。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「権力分立」について、学習メモ「権力分立は完全な孤立ではなく、相互作用を伴う抑制・均衡として理解する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「裁判公開」は妥当 / B「権力分立」も妥当

イ．A「裁判公開」は妥当 / B「権力分立」は不妥当

ウ．A「裁判公開」は不妥当 / B「権力分立」は妥当

エ．A「裁判公開」は不妥当 / B「権力分立」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：公開裁判は司法への国民の監視と公正への信頼を支える。Bの根拠：権力分立は完全な孤立ではなく、相互作用を伴う抑制・均衡として理解する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0146

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「権力分立」について、学習メモ「権力分立は完全な孤立ではなく、相互作用を伴う抑制・均衡として理解する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「自然法・法実証主義」について、学習メモ「法思想は名称暗記より、法と道徳の関係をどう捉えるかという軸で整理する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「権力分立」は妥当 / B「自然法・法実証主義」も妥当

イ．A「権力分立」は妥当 / B「自然法・法実証主義」は不妥当

ウ．A「権力分立」は不妥当 / B「自然法・法実証主義」は妥当

エ．A「権力分立」は不妥当 / B「自然法・法実証主義」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：権力分立は完全な孤立ではなく、相互作用を伴う抑制・均衡として理解する。Bの根拠：法思想は名称暗記より、法と道徳の関係をどう捉えるかという軸で整理する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0147

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「自然法・法実証主義」について、学習メモ「法思想は名称暗記より、法と道德の関係をどう捉えるかという軸で整理する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「法の支配」について、学習メモ「法の支配は単に法令があることではなく、権力行使そのものを法で拘束する理念である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「自然法・法実証主義」は妥当 / B「法の支配」も妥当

イ . A「自然法・法実証主義」は妥当 / B「法の支配」は不妥当

ウ . A「自然法・法実証主義」は不妥当 / B「法の支配」は妥当

エ . A「自然法・法実証主義」は不妥当 / B「法の支配」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：法思想は名称暗記より、法と道德の関係をどう捉えるかという軸で整理する。 Bの根拠：法の支配は単に法令があることではなく、権力行使そのものを法で拘束する理念である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0148

基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「法の支配」について、学習メモ「法の支配は単に法令があることではなく、権力行使そのものを法で拘束する理念である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「大陸法・英米法」について、学習メモ「現代では双方が制定法・判例を用いるため、絶対的二分ではなく歴史的傾向として理解する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「法の支配」は妥当 / B「大陸法・英米法」も妥当

イ . A「法の支配」は妥当 / B「大陸法・英米法」は不妥当

ウ . A「法の支配」は不妥当 / B「大陸法・英米法」は妥当

エ . A「法の支配」は不妥当 / B「大陸法・英米法」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：法の支配は単に法令があることではなく、権力行使そのものを法で拘束する理念である。 Bの根拠：現代では双方が制定法・判例を用いるため、絶対的二分ではなく歴史的傾向として理解する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0149基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「大陸法・英米法」について、学習メモ「現代では双方が制定法・判例を用いるため、絶対的二分ではなく歴史的傾向として理解する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「特別裁判所・終審」について、学習メモ「行政委員会等の第一次判断はあり得るが、行政機関が終審として裁判することは許されない。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「大陸法・英米法」は妥当 / B「特別裁判所・終審」も妥当
イ．A「大陸法・英米法」は妥当 / B「特別裁判所・終審」は不妥当
ウ．A「大陸法・英米法」は不妥当 / B「特別裁判所・終審」は妥当
エ．A「大陸法・英米法」は不妥当 / B「特別裁判所・終審」も不妥当

答え・解説正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：現代では双方が制定法・判例を用いるため、絶対的二分ではなく歴史的傾向として理解する。Bの根拠：行政委員会等の第一次判断はあり得るが、行政機関が終審として裁判することは許されない。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0150基礎法学 > 裁判制度・法思想・制度比較 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「特別裁判所・終審」について、学習メモ「行政委員会等の第一次判断はあり得るが、行政機関が終審として裁判することは許されない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「裁判所の種類」について、学習メモ「最高裁判所と4種類の下級裁判所の役割分担が裁判制度の基礎となる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「特別裁判所・終審」は妥当 / B「裁判所の種類」も妥当
イ．A「特別裁判所・終審」は妥当 / B「裁判所の種類」は不妥当
ウ．A「特別裁判所・終審」は不妥当 / B「裁判所の種類」は妥当
エ．A「特別裁判所・終審」は不妥当 / B「裁判所の種類」も不妥当

答え・解説正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政委員会等の第一次判断はあり得るが、行政機関が終審として裁判することは許されない。Bの根拠：最高裁判所と4種類の下級裁判所の役割分担が裁判制度の基礎となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01